

官報

号 外
国会会議録

令和八年五月二十日

○第二百一十一回 参議院会議録第十四号

令和八年五月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

令和八年五月二十日

午前十時開議

第一 食育基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議員藤井孝男君逝去につき哀悼の件
一、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました議員藤井孝男君は、去る四月十三日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をなさげることになつたものと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

令和八年五月二十日 参議院会議録第十四号

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもって永年の功労を表彰せられ、さきに懲罰委員長 大蔵委員長の要職に就かれ、また国務大臣としての重任にあたられました。元議員正三位旭日大綬章藤井孝男君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をなさげます。

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。赤澤亮正経済産業大臣。

〔国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤澤亮正君) 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。強い経済を実現する成長戦略を強力に推進するため、二〇三〇年度に百三十五兆円、二〇四〇年

〔元議員藤井孝男君逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)〕

度に二百兆円という官民で掲げる国内の民間投資額の目標も見据え、国内の供給能力の更なる強化が必要です。各国の投資困り込み競争の激化や、米関税措置などの国際経済事情の急激な変化を始め、資源価格の変動等による物価の継続的な上昇、人口減少や少子高齢化など、我が国は様々な経済社会情勢の変化に直面をしています。こうした中にあつても、企業の継続的な賃上げの源泉となる稼ぐ力の確保にもつなげていくため、民間企業の国内での高付加価値な成長投資を促し、我が国の産業競争力の一層の強化を力強く後押ししていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、国内投資の促進による事業の高付加価値化と、海外需要開拓や安定的な原材料の確保を通じた供給網の強靱化を一体的に推し進めるとともに、国内の事業活動の基盤となる産業用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、産業競争力強化法の一部改正です。第一に、事業の高付加価値化のための設備投資を促進する施策を講じます。同法に規定する生産性向上設備等のうち、事業の将来における高い生産性の確保に特に資するものとして経済産業大臣が確認したものを特定生産性向上設備等と定義し、原則全業種を対象に、当該設備等への投資に対して、即時償却又は税額控除七％等を措置する大胆な投資促進税制を講じます。

さらに、設備投資に向けた資金調達を円滑化するため、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行う事業変更についての計画と、事業費の上昇による事業環境の変化に対応して行う事業変更についての計画を新設し、主務大臣の認定を受けた計画に従って行う設備投資について、株式会社日本政策金融公庫のツーステップローンなど

の措置を講じます。

第二に、産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持のための措置を講じます。人口減少や少子高齢化に伴う生活の維持に必要な物品又は役務の需要の減少等に対応して事業者が行う事業変更についての計画を新設し、行政庁の認定を受けた計画に従って行う事業について、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証などの措置を講じます。また、当該計画の策定、実施に関し情報提供等を行う機関を認定する制度を新設します。次に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正です。

まず、既存の用地の条件の改善を図るため、地域経済牽引事業の用に供される工場等に対する生活環境の保持を前提とした緑地面積率等の規制の特例緩和や、データセンターに対する工業用水の供給の義務付けなどを措置します。加えて、都道府県知事等の承認を受けた計画に従って行う地域経済牽引事業の用に供するための土地の整備事業について、官民連携で用地を整備する際の地権者の土地譲渡に係る税率の軽減などの措置を講じます。

次に、貿易保険法の一部改正です。

日米政府の戦略的投資イニシアチブを着実に実行するため、株式会社日本貿易保険の業務について、本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係るものを特定引受業務とし、当該業務に係る所要の手続を定めます。また、その経理について特別勘定を設けて整理するものとし、特別勘定の健全性の確保等のために国債の交付等に係る措置を講じてまいります。

以上が本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古賀之士君。

(古賀之士君登壇、拍手)

○古賀之士君 立憲民主・無所属の古賀之士です。

尊敬する王貞治さんの誕生日に登壇する機会をいただき、ありがとうございます。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について、国民の皆様の深い理解が得られるよう、国民の視点を中心に質問いたします。

本法案は、異なる三本の法律と四つの要素がまとめられたものです。一つ目の要素は国内投資の誘引、二つ目はトランプ関税に端を発する対米投資の履行、三つ目の要素は産業用地の確保、四つ目は地方のエッセンシャルサービスの維持です。

一つ目の投資の誘引と三つ目の産業用地の関係は分かれます。四つ目もぎりぎりつながっているかもしれませんが。しかし、明らかに二つ目の対米投資と最初の国内投資促進税制は体系も立憲事実も異なります。これも成長投資の一環ということなのでしょう。ならば、一つに束ねた法案にしなければならぬ理由を、本法案の体系、成長投資との関連の観点から、国民の皆様に分かりやすく、赤澤亮正経産大臣に御説明願います。

次に、それぞれの要素についてお尋ねします。まず、国内投資について、昨今の技術革新の速さに鑑み、ある程度公平性や透明性といったものが規模や速度に劣後することは一定理解できます。しかし、ROI、投資利益率一五%以上という条件は、余りにも一部の企業に限られてしま

のではないのでしょうか。また、即時償却や税額控除は黒字の企業にしかメリットがなく、採算ラインで社会に必要な物品を供給しているような地域の中小企業にはメリットは小さいと思われます。こうした中小企業の維持と強化に向けても、中小企業経営力強化法があったとしても、設備投資に対する融資の利子補給や補助金などを検討するお考えがおりになったりするのでしょうか。赤澤経産大臣にお尋ねします。

また、やりつ放しで、事後の検証なしは問題です。ROI、投資利益率一五%以上はどうやって追跡していくのでしょうか。網羅的な検証が困難となつてしまえば、当然、その後の政策に生かすことができません。これらの減税によって、どのような業種がどれだけの投資を実行し、その結果として日本経済にどのような影響が生じるのか。それらを検証し、個々の認定の妥当性、ひいては本法案の妥当性をしっかりと検証し、産業政策をブラッシュアップしていくことについて、制度的な担保と赤澤経産大臣の御所見を伺います。

日米戦略的投資イニシアチブについてお伺いいたします。合計五千五百億ドル、日本円にして締結当時は八十兆円、今では円安が進行して八十七兆円の巨大な投資です。予算要求を読むと、内訳は、JBIC一に対して民間金融機関が二というようにも読めますが、赤澤大臣は昨年九月、JBICによる出資と融資は外為特会と政府保証付きのドル建ての債券等で賄うと発言されており、確かにJBICの仕組みからしても、その部分については円売りドル買いのオペレーションは起きないと認識しています。

しかし、六十兆円近くは民間金融機関による融資になります。外資系の銀行ともコミュニケーションを取っているとありますが、このうち、三分の一でも円売りによってドルを調達するのであれば二十兆円、先日の為替介入でちまたうわさされている十兆円の二倍もの円安圧力となります。当然、これらの期間は数年にわたつてということになりますが、そこで提案含めてですが、これらの影響を打ち消すために、同額同時に外為特会のドルを売るようなオペレーションなど、円安対策に備えて検討されるか、確認のため、林芳正財務大臣臨時代理にお伺いいたします。

今回の日米戦略的投資イニシアチブにおいて、NEXIは区分経理を採用し、今回の件で何らかの影響が起きた際に、NEXIのほかの事業に影響を及ぼないようにしています。一方、保険は多数の案件を引き受け、試行回数が多ければ多いほど平均値に近づく大数の法則により成立しています。区分整理を採用することはリスクを高めることになる、国民に説明しておく必要はありませんか。三兆円の交付国債という措置を今回見込んでいますが、万が一、巨大な保険金支払が発生することはないのでしょうか。国民の皆様から十分な理解がまだ進んでいないので、あえてお聞きいたします。

NEXIにおいて資金調達が困難になった場合、貿易保険法二十八条における政府が必要な財政上の措置を講じる追加的な公金、つまり税金を支出することになるのかどうか、赤澤経産大臣に御説明願います。

産業用地についてお伺いします。今回は立法事実として、令和五年、二〇二三年に行われた各都道府県と各政令市向けアンケート

や分譲可能な産業用地の面積の減少が挙げられています。しかし、その中身を精査すると、少し違った見方もできるように思えます。

例えば、アンケートにおいて産業用地を確保できていないとした四十二の府県に分譲可能な産業用地の面積は三千ヘクタールを切る一方で、全国では一万ヘクタール弱の分譲可能な産業用地があります。北海道では四千ヘクタール以上分譲可能です。

立地条件が良く、使い勝手の良い用地が更に人気がなっている。つまり、問題は産業用地の不足ではなく偏在だと思いますが、赤澤経産大臣の認識をお伺いいたします。

また、近年の産業用地の確保のための施策についてもお尋ねをいたします。

さきのアンケートを基に、令和六年度から産業用地整備促進伴走支援事業が始まりました。また、昨年には産業用地マッチング事業も始まりました。特に、伴走支援事業については既に二年経過しておりますので、その実績等の結果と検証、そしてそれらが本法案にどの程度生かされているのか、赤澤経産大臣にお伺いいたします。

また、既存の事業と本法案における措置がどのように一体的に行われていくのか、そして周知されていくのか、赤澤経産大臣、お答えください。

また、本法案の規制緩和そのものについてお尋ねします。

工場立地法においては、その目的として、第一条に、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行えるようにするためとあり、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として、例えば緑地面積を二〇%以上にするなど定めてあります。しかし、成立以降、老朽化した工場の建て替えに困難を来すことや、地域の実情に即し

ていない等の理由により、累次の改正、規制緩和が行われた結果、既に市町村による条例で緑地面積を％とすることが可能になっています。

これ以上の規制緩和は工場立地法の目的自体を空文化してしまうおそれもあると考えられますが、赤澤経産大臣から、今回更なる規制緩和を図る意図を教えてください。

これは提案となりますが、例えば、地域との調和を図る観点から、工場の立地するエリアと同一エリアにある森林に対して、工場を保有する企業がその保全活動を行ったり、地域雇用の割合が高く、かつ、賃上げや職場環境の改善に対して一定以上の取組を図ったりといったことに対して、インセンティブとして緑地面積の割合を下げていくといった制度設計を検討できないでしょうか。赤澤経産大臣の御所見を伺います。

四つ目の要素となるエッセンシャルサービスの維持について伺います。

まず、赤澤経産大臣、本法案がエッセンシャルサービスの維持と地域における人材の定着に寄与する見込みを教えてください。

もちろん、地域の日常生活を支えるエッセンシャルサービスの維持は喫緊の課題です。特に、その土地で生活する人々にとっては、具体的な見込みがなければ過疎化は進み、移住してくる方や訪問者の可能性が薄まり、人口減少にも歯止めが掛からないことを一番よく御存じだからです。

そこでお尋ねしたいのが、エッセンシャルサービスを維持する方法についてです。

本法案では、金融支援と手続面での規制緩和が目立ちますが、そのメニューは十分に効果が期待できるのか、具体的な見通しを伺います。

エッセンシャルサービスという、原則、人がい

ないと成立しない業態については、人口減少、少子化、高齢化が進む日本において相当な逆風です。融資の条件を良くしたとしても、また効率化したとしても、サービスを提供する事業への資金回収の見込みが立たないおそれがあります。その中で、明るい未来が見えてくるための投資回収の予見性について、赤澤経産大臣はどのような御所見をお持ちなのか、伺います。

例えば、エッセンシャルサービスで大切なガソリンスタンドについてお伺いをいたします。ガソリンスタンドにおいては地下にガソリンを貯蔵するタンクがあり、老朽化しても、老朽化して更新するにしても、移転するにしても、事業者に対して大きな負担となっています。そこで、大胆な事業転換を超えた構造転換を行えないでしょうか。例えば、ガソリンスタンドを太陽光発電所に転換し、そこにグリーンエネルギー充電ステーションを併設するような大胆な事業転換に補助金制度を設ける。また、地域における電気自動車の購入にも補助金を出す。今回の法案のように、エッセンシャルサービスの維持は非常に重要ではあります。既存のやり方では限界があるからで

より中長期的に考えて提案をさせていただければ、例えば、人手不足のドライバーさんと人型ロボットが共存できる交通特区をあえて地方に設けたり、ガソリンスタンドが仮になくなっても、自動車運転車が文字どおり自動で充電するシステムに予算を掛けたり、農家を手伝うロボット特区を構築したりと、たとえ人口減少や少子高齢化が進んだとしても地方の交通や産業が維持できるような根本的な対策をお示しいただけないでしょうか。赤澤亮正経産大臣、そして、現在、地方活性化をつかさどる総務大臣であり、財務大臣臨時代理

も務めていらっしゃる林芳正大臣から、政策の裏付けとなる財政について答弁をお願いいたします。

今回の法案については、国民の理解が深まることが第一と考えます。期待とともに、これまで述べたような不安や課題が起きることも確かです。日本の産業をより前に進めていくため、提案を含め、お聞きしたことに對して、前向き、建設的、具体的な御答弁を期待して、質問を結びます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)

○国務大臣(赤澤亮正君) 古賀之土議員から、十二問御質問がありました。

まず最初に、法案を束ねる理由についてお尋ねがありました。

本法案においては、企業の事業活動の持続的な発展を図るため、国内投資の促進により、事業の高付加価値化を後押しするための諸外国と比べて遜色のない大胆な投資促進税制、海外需要開拓や安定的な原材料確保を通じた供給網の強靱化、事業活動の基盤となる産業用地の整備、担い手の確保に資する生活維持に必要なサービスの持続性確保を一体的に措置することとしております。

このうち、供給網の強靱化については、日米戦略的投資イニシアチブを契機とした経済安全保障や、新たな需要開拓に資する米国内プロジェクトの組成に必要な措置を講じるものです。これは、産業競争力強化法によって国内の設備投資を促進しても、その原材料となる重要物資の安定供給の確保や海外需要の開拓を怠っては持続的な発展は実現しないことから、貿易保険法を束ねて改正をするものでございます。

このように、貿易保険法も含めて三本の法律の措置を一体的に推進することで、国内での成長投

資を促し、我が国の産業競争力の強化が図られると考えております。

中小企業の維持と強化についてお尋ねがありました。

御指摘の大胆な投資促進税制については、原則として全業種を対象として、大規模で高付加価値な国内投資を促進することを目的としており、投資計画が五億円以上であり、投資利益率一五％以上などの要件を満たす場合に中小企業が利用可能となっております。例えば、中小企業が工場の新設や増設に際し、建物や機械装置などを一体的に投資するような案件に御活用していただけると考えております。

また、中小企業に対しては、基本的に投資規模などの要件がなく、投資利益率七％以上の要件を満たせば適用可能な中小企業経営強化税制が既に措置されており、中小企業のニーズに応じて大胆な投資促進税制との選択が可能となっております。

こうした措置に加え、地域を支える中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の強化と賃上げの好循環の実現に向けて、成長投資や省力化、生産性向上といった施策を着実に実行することで、強い中小企業・小規模事業者への行動変容を促してまいります。

大胆な投資促進税制を始めとする本法案の妥当性に関する検証と、その結果の産業政策への反映についてお尋ねがありました。

御指摘の大胆な投資促進税制については、設備投資の状況に関する調査の規定に基づき、投資金額や投資利益率の実績について事後的に検証を行う予定です。本税制が企業の国内投資の増加にどの程度寄与するか、しっかりと把握し、検証していきたいというふうに考えております。

また、今般の法改正では、法律施行後五年を目途に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとしております。

戦略的投資イニシアチブにおけるNEXIのリスク管理についてお尋ねがありました。

まず、前提として、案件の選定に当たっては、了解覚書に基づき、協議委員会において、収支相償、償還確実性及び日本への裨益、メリットがあることを確認をいたします。

その上で、本イニシアチブでは今後多くの案件が組成されることによりリスクの分散が図られることが想定されるため、区分経理を行うことによつてリスクが高まるといった御指摘は当たらないものと考えております。

また、御指摘の交付国債については、必要な交付額を適切に見込んでおります。特別勘定において、保険料収入や民間金融機関等からの資金調達、交付国債の償還を行つても対応できない規模の保険金支払が万一必要となつた場合の対応について、予断をもつてお答えをすることは差し控えます。

ただし、一般論としては、貿易保険法第二十八条において、NEXIの資金調達が困難な場合には政府が必要な財政上の措置を講ずることとされていることも踏まえ、確実な保険金支払のため、政府として必要な対応を行うことが想定されます。

次に、産業用地の偏在についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、一般財団法人日本立地センタ―が公表している情報によると、分譲可能な産業用地面積のうち、約五割は北海道に所在をしています。

他方で、経済産業省が実施した調査では、企業は、新たな工場の立地に当たり、自社の工場や取引先企業との近接性、人材確保を重視するとされています。

また、経済産業省が実施したアンケートでは、都道府県及び政令市の八割超が五年以内に産業用地が枯渇する可能性があるとしており、我が国全体としても産業用地の不足を解消していく必要があります。

こうした認識に基づき、政府としては、本法案の措置に基づき、既存の産業用地の活用と新しい産業用地の整備を両輪で進めてまいります。

産業用地確保のための施策である産業用地整備促進伴走支援事業と産業用地マッチング事業の結果と検証、また、本法案にどの程度生かされているのかについてお尋ねがありました。

自治体が産業用地を整備する際の課題であるノウハウを持つ職員の不足を解決するため、令和六年度から、工場適地の調査や用地整備の計画作成を支援する産業用地整備促進伴走支援事業を開始いたしました。事業開始からの二年間で延べ五十五の自治体を支援し、結果として十一件の自治体が用地整備に着手しています。

また、立地場所を探す事業者と空き産業用地をつなぐ産業用地マッチング事業では、事業開始の令和七年六月から本年四月までに合計六十八件の問合せがありました。

本法案においては、これらの事業で自治体から寄せられたニーズも踏まえ、既存の産業用地の活用拡大と、新たな産業用地の整備を促進するための措置を講ずることとしております。

産業用地確保に関して、既存事業との一体性についてお尋ねがありました。

地マッチング事業により、立地場所を探す事業者と空き産業用地のマッチングを進めてまいりました。こうした取組に加え、今回の法改正で、緑地規制の特例緩和や工業用水供給によるデータセンタ―の立地誘導の措置を講ずることで、既存の産業用地の条件改善と利用促進を両輪で進めてまいります。

加えて、産業用地整備促進伴走支援事業では、自治体による用地整備の検討に際しての調査を支援してきましたが、本法案では、用地整備を一層促進すべく、自治体が民間ディベロッパーと連携することでノウハウを補う措置や、ノウハウを有する中小機構の助言で自治体の対応能力を向上させる措置を講ずることで、用地確保から造成、企業誘致まで一貫通貫で支援することとしています。

また、こうした措置については、改正法の成立後、制度詳細について様々な形で自治体への説明機会を設けるとともに、ブッシュ型の情報提供も行い、制度周知を図つてまいります。

工場立地法の緑地規制緩和についてお尋ねがありました。

工業立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的としており、緑地面積率は、国一律の基準のほか、国が定める基準の範囲内で、条例により市町村が地域の事情に応じて定めることが可能です。他方、企業からは、工場敷地内での拡張や建て替えに当たり、緑地面積の確保が課題という意見も多く、自治体からこうした課題への対応を可能とする措置を求める声が上がっています。

このため、本法案では、地域経済牽引事業の用に供する工場であつて、周辺の生活環境の保持のために必要な対応を行う場合には、緑地面積率の

基準について市町村の裁量を拡大することを認めることとしております。

緑地規制に関する環境配慮の取組についてお尋ねがありました。

本法案では、緑地面積率の特例措置を設ける工場に対し、工場周辺の地域の環境の保全を目的とする工場立地法の趣旨に沿つて、生活環境の保持について配慮する取組を求めています。具体的には、例えば、議員御指摘のような敷地外での緑地等の整備、確保や、環境の保全に資する設備の導入といった取組を求める方向で調整を進めております。

本法案によるエッセンシャルサービスの維持と地域における人材定着の見込みについてお尋ねがありました。

小売、ガソリンスタンド、交通といったエッセンシャルサービスは、地域の人々の生活維持にとつて重要性が高い一方で、市場経済の下で採算性が確保できなければ撤退を余儀なくされます。

このため、本法案においては、エッセンシャルサービスが維持されるよう、事業の効率化を通じた採算性を確保する取組について、信用保証協会による一般保証枠とは別枠での債務保証、日本政策金融公庫による特別利率での融資といった金融支援を講ずることとしています。

また、こうした支援を通じて、地域の生活を底支える生活基盤としてのエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における人材の定着に寄与するものと考えています。

エッセンシャルサービスへの支援の効果の見通しと投資回収の予見性についてお尋ねがありました。

本法案では、エッセンシャルサービスを提供する事業者に対して、金融支援を講ずることで事業

に必要な資金の供給の円滑化を図ることとしてい
ます。また、例えば、共同調達を行うために事業
協同組合を設立する場合、本法案では、事業協同
組合の設立に必要な発起人の要件を緩和する
こととしており、こうした取組を通じて、人口減
少や少子高齢化が進む地域においてもエッセ
ンシャルサービスの供給が可能となることを目指し
ています。

加えて、経済産業省としては、関係省庁や地方
自治体と連携して様々な施策を動員することで、
エッセンシャルサービス供給事業者の投資回収の
予見性は高まるものと考えております。

地域の交通や産業を維持するための根本的な対
策についてお尋ねがありました。

人口減少、少子高齢化が進展する中で持続的に
地域経済を発展させていくためには、産業の担い
手の確保に資する地域交通も含めたエッセンシャ
ルサービスの持続性確保に加え、新たな投資によ
る工場や事業所が地域に立地するための受皿とな
る産業用地の確保が重要です。

このため、本法案では、設備投資促進策と併せ
て、エッセンシャルサービスの維持や産業用地の
確保も進める制度的枠組みを設けることとしまし
た。

経済産業省としては、地域経済の活性化に向け
て、関係省庁とも連携しながら、本法案に基づ
き措置だけでなく、予算、税制、規制緩和も含め
てあらゆる政策を総動員して取り組んでまいりま
す。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 古賀議員からの御質問に
財務大臣臨時代理としてお答えをいたします。

まず、日米戦略的投資イニシアティブの外貨調
達に係る円安対策についてお尋ねがありました。

まず、為替相場は多様な要因を背景に市場にお
いて決まるものであるため、特定の事項が相場に
与える影響について一概に申し上げることは困難
です。

その上で、日米戦略的投資イニシアティブに係
る外貨の調達については民間金融機関及びJBI
Cによる融資等を活用することとしており、プロ
ジェクトへの資金拠出は個々の案件の進捗等に
応じて段階的に行うため、一度に巨額の外貨調達
が発生することはないことなどを踏まえ、その
うした御懸念は当たらないと考えております。

いずれにいたしましても、為替については、必
要に応じ、いつでも適切に対応をいたします。

次に、地域の交通や産業を維持するための根本
的な対策について御質問がありました。

人口減少という厳しい現実に直面する中でも、
地方の交通や産業を維持していく上では、全国の
市町村が、単に人口規模に依存するのではなく、
地場産業の付加価値向上や販路拡大などを通じ
て、地域の稼ぐ力を高め、持続的な地域経済の成
長を実現できるよう取り組むことが重要です。

こうした認識の下、政府としては、地域未来戦
略の政策パッケージを早急に具体化するととも
に、地域産業クラスター計画など、地域主導の計
画の継続的な具体化、高度化を目指す意欲ある自
治体に対して必要な支援を適切に実施していくこ
と等を通じて、全国津々浦々での強い地域経済の
構築に向けて取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

○議長(関口昌一君) 竹詰仁君。

(竹詰仁君登壇、拍手)

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁で
す。

会派を代表して、ただいま議題になりました産
業競争力強化法案について、赤澤経済産業大臣及
び城内担当大臣に質問いたします。

本法案が我が国経済を活性化し、企業は成長
し、働く人を元気にし、国民の生活がより豊かに
なる法案であること、国会での議論を通じて法案
の趣旨が広く共有され、不足部分が補われ、確実
に実行されることを切に望みます。

我が国の賃金は三十年代停滞してきましたが、
ここ二、三年でようやく上昇し始めましたが、私
は、二〇二二年まで二十年以上、労働組合役員と
して春闘を始め賃上げ交渉に携わってきました

が、賃金はなかなか上がらず、経営側も、上げた
くても見通しが立たないという状況でした。現在
の賃上げは物価上昇や人手不足に伴うコストプッ
シユ型の側面が強く、労使交渉の現場からは息切
れの声も聞かれます。賃金が上がれば、努力が
報われる社会を実現するには、企業の成長投資が
不可欠です。

本法案の成立、施行により、我が国の産業競争
力の一層の強化を図るとしています。そのため
に、国内投資の促進による事業の高付加価値化を
進めるとしています。

我が国の国内投資の伸び悩みが経済成長の停滞
にもつながったわけですが、国内投資が伸び悩ん
できた原因について、政府の見解を求めます。主
にどういった分野での国内投資が伸び悩んできた
ことが経済成長に至らなかったと考えるのか、併
せて見解を教えてください。

高市総理は、強い経済の実現に向け、国家戦略
として十七分野を重点投資領域に位置付けるとし
ましたが、多過ぎて重点が分かりにくいとの指摘
もあります。十七分野選定に当たり、どのような
定量、定性評価を行ったのか、城内担当大臣の説

明を求めます。

この十七の重点分野と本法案による投資の促進
は密接な関係にあるかを確認いたします。

本法案には、大胆な投資促進税制や設備投資に
対する金融支援の拡充が盛り込まれています。戦
略十七分野と産業競争力強化法案の関係性をどの
ように整理しているのか、明確にお示しくださ
い。また、戦略十七分野以外の分野においても、
本法案による税制措置や金融支援の対象になるか
も説明を求めます。

企業にとつての投資は、大胆なと言える投資も
あれば、大胆とまでは言えない投資もあり、それ
ぞれの企業経営者の判断によるものです。一回の
大規模な投資が功を奏することもあれば、中小規
模の投資を継続的に順序立てて投資を積み重ねて
いくことがリターンを生むこともあります。

大胆な投資促進税制の対象となるのは、投資利
益率が一五％以上、投資規模が三十五億円以上等
の要件を満たす特定生産性向上設備等を定義する
ほか、税額控除の繰越しの対象となる計画類型を
設けるなど、所要の規定を整備し、国内成長の投
資の促進を図るとしています。これらを要件とし
た理由を説明願います。また、両要件は同時に成
り立つことが必要であるかも説明をお願いしま
す。

中小企業の設備投資に対しては、これまで、中
小企業投資促進税制や中小企業経営強化税制、地
域未来投資促進税制などの税制による支援が講じ
られてきました。本法案では、中小企業等による
五億円以上の投資が適用対象としています。

従来の中小企業の設備投資支援ではどのような
点に課題や不十分さがあり、本法案による支援は
従来とは何が違い、どのような違う効果が期待で
きるのか、説明を求めます。

国民民主党は、国内投資の促進策として、いわゆるハイパー償却税制を提案してきました。企業が行った設備投資について、取得額を超える金額まで損金算入、減価償却を認めるという極めて強力な投資促進型の税制を提案してきました。

政府の提案では、対象要件、投資対象要件を満たした場合、即時償却又は税額控除七％としていますが、これらが国内投資を促進するに十分とした理由について説明を伺います。

国内投資の促進を賃上げにつなげていく必要があります。今回の税制優遇あるいは減税が企業にのみに効果とどまってはなりません。懸命に働いて納税してきた働く人にこそ効果が行き渡らなければなりません。本法案による国内投資の促進を賃上げにどのように結び付けていくのか、政府の考えを伺います。

我が国の経済成長の重要なポイントとなるのが、エネルギーの確保と労働力の確保と考えます。

エネルギーにおいては、安定供給と負担が可能な価格、できるだけ安価な価格が企業においては欠かせません。逆に申せば、エネルギーが安定的に供給されず、高負担な価格であれば、企業は設備投資を行いません。

天然資源に恵まれない我が国にとってエネルギーはずっと主要な課題でしたし、これからもそうだと考えます。今まさに、ホルムズ海峡の事実上の封鎖により、私たちはエネルギーの調達に翻弄され、その価格にダメージを受け、製造や使用が足止めされ、エネルギーのことでまいりまわっている状況です。

エネルギー全体を主管する経済産業省として、エネルギーの安定かつできるだけ安価に確保していく方針について御説明願います。

経済成長を妨げる要因の一つが労働力不足、人材不足であります。様々な産業で働く方々と話しますと、聞こえてくる声は、人がいないという窮状に加えて、将来的にも人材の確保が不安という声が圧倒的に多いと感じます。

本法案による設備投資の促進が労働力人口の減少を補い、あるいは少人数でも今以上の成果が上げられる効率化や生産性の向上につながっていくかなければなりません。本法案による設備投資の促進により、今後の人口減少、労働力人口の減少、超高齢化といった課題をどのように克服していく考えなのか、見解を伺います。

本法案は、立地地域公共団体が認めるデータセンターに対し、給水義務の掛かる工業用水の供給とみなすことにより、将来にわたっての水の安定供給を可能とする仕組みとしています。

一方で、データセンターの需要は大変スピードが速く、また変化も激しいという特徴があります。データセンターの需要は五年も、あるいは三年も待つていられないと考えます。

他方では、地域や住民とデータセンターの建設をめぐってトラブルが生じていることもありま

す。建設や運用のスピードが求められるデータセンターにおいて、立地地域との共生、そして工業用水の供給について、政府としてどのように支援するのか、あるいは役割を果たしていくのか、見解を伺います。

また、データセンターは電力の消費量が大きく、これまで国内で建設されてきたデータセンターも必要な電力をいかに早く安定的に供給できるかが大きな鍵を握っていました。新設又は増設されるデータセンターに対する電力供給について、政府の施策を御説明ください。

最後に、日米戦略的投資イニシアチブ関係について伺います。

このイニシアチブでは、SMR、小型モジュール炉とガス火力発電が米国の急増する電力需要に対応するための中核プロジェクトとして選定され、総額十兆円を超える規模の投資が進められようとしています。本年三月には第二陣プロジェクトとして発表されました。

私は、米国でできる、やるのであれば、日本国内で投資し、日本国内で実行すべきと、ではないかと考えています。米国でSMRが日米共同でできるのであれば、日本でも並行してやるべきです。米国で最新鋭のガス火力発電所を造るのであれば、発電効率性、経済性、安定性の観点、視点からも日本で投資すべきです。

日米の戦略的投資イニシアチブで行うSMRとガス火力発電について、日本での投資を促進し、実行すべきと考えますが、政府の見解を伺います。

国民民主党は強い経済を求めています。与野党問わず、より良い経済政策、財政政策を出し合っ

て、我が国と国民を前に上に進めていく国民民主党の決意を申し上げて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣 赤澤亮正君登壇、拍手)
○国務大臣 赤澤亮正君 竹詰仁議員から、十一

問の御質問をいただきました。

まず最初に、国内投資の停滞原因及び投資が停滞した主な分野についてお尋ねがありました。これまでの日本経済を振り返ると、人口減少に伴う将来悲観やデフレマインドの広がりや背景に企業が短期的な収益確保、コストカットを優先するようになったことで、国内投資が諸外国に大きく後れを取ってきました。政府も、市場に任せる

べきという新自由主義的な考え方の下、新たな価値創出に向けた政府による政策的な支援が不十分だった結果、投資が伸び悩んできたものと考えております。

国内投資の中でも、企業の売上高に占める設備投資、研究開発、人材投資といった成長投資は、欧米と比べてなお低い水準にあり、伸び悩んできた分野です。こうした新たな付加価値の創出につながる投資が進んでこなかったことが、経済成長につながらなかった一因であるものと認識をしております。

成長戦略における戦略十七分野と本法案の関係についてお尋ねがありました。

今、世界では、地政学リスクの高まりや非連続な技術革新といった構造変化が起き、政府が主導する産業政策競争の時代が再来しています。日本も、政府が積極的な産業政策を展開をし、国内投資を徹底的にてこ入れする必要があります。

高市内閣においては、成長戦略における戦略十七分野で官民投資ロードマップを策定をし、肝となる危機管理投資、成長投資の促進に取り組んでいるところでありま

す。本法案においても、国内の供給力強化に向けて、戦略十七分野も含めて、国内投資の促進による事業の高付加価値化、海外需要開拓や安定的な原材料の確保を通じた供給網の強靱化、事業活動の基盤となる産業用地の整備や産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持を一体的に措置することで産業競争力の一層の強化を実現をしてまいります。

なお、本法案による税制措置や金融支援の対象は戦略十七分野に限定されず、幅広い分野が対象となる予定でございます。

大胆な投資促進税制の要件についてお尋ねがありました。

大胆な投資促進税制は、二〇三〇年度百三十五兆円、二〇四〇年度二百兆円という官民の国内投資目標の達成に向け、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進することを目的としております。

このため、大企業については投資下限額を三十五億円に設定しており、これは、平均的な大企業一社当たりの年間の総設備投資額の三倍以上に相当する高い規模です。また、中小企業については、既存の中小企業税制も踏まえ、投資下限額を五億円としております。

また、高付加価値な投資を促すため、対象となる投資計画の投資利益率を一五%以上としております。この水準は、平成二十六年度から三年間実施された生産性向上設備投資促進税制において、大企業向けに同じ基準を採用し、幅広い業種で活用された実績があること、大企業が行う設備投資の中で投資利益率の高い上位約三割に相当する水準であることを踏まえ、設定したものであります。

このように、大規模で高付加価値な国内投資を促進する観点から、本税制では、投資下限額と投資利益率の両要件を満たす投資計画を対象としております。

中小企業が活用できる既存の税制との相違や本税制の効果についてお尋ねがありました。

大胆な投資促進税制は、大規模で高付加価値な国内投資を促進するものであり、投資利益率が一五%以上と見込まれ、中小企業の場合には五億円以上の投資計画を対象として、建物も含む設備投資に対して即時償却又は高い水準の税額控除を活用できます。

中小企業が活用できる既存の設備投資税制では建物の投資に対して即時償却を選択できないところ、本税制では建物を含めた即時償却又は高い水

準の税額控除といった高いインセンティブを措置しております。

そのため、中小企業が工場の新設や増設に際し、建物や機械装置などを一体的に投資するような案件を後押しすることができると考えております。

税制の措置内容の程度についてお尋ねがありました。

投資インセンティブの水準については、各国において法人実効税率や税制対象の資産、措置期間などの前提が異なるため単純な横並びでの比較は難しいですが、欧米各国で国内投資促進策が強化される状況においても国内外の企業が日本での国内投資を進めるため、強いインセンティブを付与する措置としております。

今回の大胆な投資促進税制は、過去の大企業も活用可能な設備投資税制と比較しても強力な措置となっております。

具体的には、建物を含む設備投資に対して即時償却が可能であることに加え、ごく一部の措置を除けば最高水準となる七%、建物等は四%といった高い税額控除率を措置しています。三年の間に投資計画の確認を受ければ、そこから五年を経過する日までの間に事業の用に供されれば税制優遇措置を受けられるため、より長期にわたる設備投資も対象となります。認定を受けた事業者に対して、最大三年間の繰越税額控除を認めています。

国内投資を賃上げに結び付けるための対応についてお尋ねがありました。

二〇三〇年度百三十五兆円、二〇四〇年度二百兆円という官民国内投資目標の達成に向け、本法案では、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進する大胆な投資促進税制を創設することとしています。これにより年間約四兆円分の設備投資が本

税制の適用対象となると見込んでおり、国内投資の拡大に伴い、幅広い関連産業での需要創出につながり得ると認識しています。

加えて、企業の生産性や供給力の向上による稼ぐ力の強化を通じた賃上げや物価上昇圧力の緩和にも資するものと考えており、本税制により大規模かつ高付加価値な国内投資を幅広く後押しをしてまいります。

エネルギーの確保についてお尋ねがありました。

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギーの安定供給を確保し、国際的に遜色ない価格でエネルギーを供給することは重要で

引き続き、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合のいわゆるSプラス3Eのバランスを取りつつ、責任あるエネルギー政策を進めてまいります。

本法案による設備投資の促進による日本社会の課題解決についてお尋ねがありました。

大胆な投資促進税制については、二〇三〇年度百三十五兆円、二〇四〇年度二百兆円という官民の国内投資目標の達成に向け、大規模で高付加価値な国内投資を促進することを目的とするものです。

国内投資拡大、産業構造転換を見据えた二〇四〇年の将来見通しを経済産業研究所と共同で試算する中で、総人口や生産年齢人口の減少を組み込んだ上で、官民目標の国内投資二〇四〇年度二百兆円が達成されることで生産性が向上し、経済成長を実現していくことが可能であるとお示ししております。

我が国は、人口減少や高齢化、労働力不足といった構造的課題に直面しているところ、一人当

たりの生産性を高めることが不可欠です。そのため、本法案に基づく大規模で高付加価値な設備投資を促進することにより生産性の向上や供給力の強化を実現することは、人口減少や労働力不足といった我が国が直面する構造的課題の克服に資するものであります。

データセンターにおいて、立地地域との共生及び工業用水の供給について政府としてどのように支援するのか、お尋ねがありました。

立地地域との共生については、五月一日に日本データセンター協会がデータセンター地域共生ガイドラインを作成したところ、経済産業省としては、関係省庁と連携し、業界への周知徹底や遵守状況のモニタリングなどを行い、実効性を確保してまいります。

また、工業用水の供給については、今回の法改正により工業用水道事業法の特例措置を講じ、サーバーの冷却に水を必要とするデータセンターについても工業用水の供給義務の対象に追加することにより、データセンターに対する低廉で安定的な水の供給の確保を図ることとしています。

データセンターへの電力供給に関する施策についてお尋ねがありました。

データセンターの新増設により、今後の電力需要は増加が見込まれています。増加する電力需要に対しては、あらゆる電源の活用と送配電網の増強を進め、安定供給を確保する方針です。

具体的には、長期脱炭素電源オークションを活用し、脱炭素電源やLNG火力の新設、リブレイスへの投資環境を整えてまいります。また、国会に提出している電気事業法の改正法案において、大規模な電源や送電網への投資を促進するため、財政投融资を活用した貸付制度を盛り込んでいます。

加えて、データセンターを新設しても早期に電力供給が可能な場所を示すウエルカムゾーンマップやGX戦略地域制度の枠組みを活用し、データセンターを電力インフラの観点で適した地域へ誘導する取組も進めてまいります。

SMRとガス火力発電の日本での投資促進についてお尋ねがありました。

SMRについては、日米戦略的投資イニシアチプでのプロジェクトを始め、海外のSMR導入への日本企業の参画で得られる知見は将来的に日本での導入にも資するものと考えており、引き続き国際連携での取組の後押しは重要と考えています。

その上で、国内にSMRを設置するに当たっては、地震、津波といった厳しい自然条件への適合が課題であり、政府としても、日本企業の設計、開発を支援することで国内投資を促進してまいります。

LNG火力発電についても、脱炭素化に向けたトランジションの手段として、国内における新設、リプレースの投資を促進していくことが重要であります。そのため、長期脱炭素電源オークションを通じてLNG火力の投資促進に取り組んでおり、今後、約一千万キロワットのLNG火力の新設、リプレースが実施される予定です。

電力の安定供給の確保のため、SMRを始めとする次世代革新炉の開発、設置や、LNG火力の新設、リプレースを後押ししてまいります。

以上です。(拍手)

(国務大臣城内実君登壇、拍手)

○国務大臣(城内実君) 竹詰議員から、十七の戦略分野の選定についてお尋ねがございました。

十七の戦略分野は、気候変動、防災・減災、エネルギー資源、健康医療など、世界共通の課題解

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

決に資する製品、サービス、インフラを開発し、国内外に提供することで日本の成長につながるかと、あるいは、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保につながることを期待できるものとして数多くの分野から厳選したものでございます。

その上で、十七の戦略分野の中でも、国内のリスクの、リスク低減の必要性、海外市場の獲得可能性、関係技術の革新性などの観点から、六十一の主要な製品、技術等を戦略的に選択しております。

三月の日本成長戦略会議で高市総理からいただいた御指示を踏まえまして、国内投資の内容、規模、時期などを明らかにした官民投資ロードマップを完成させてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 竹内真二君。

(竹内真二君登壇、拍手)

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました産業競争力強化法等改正案について、赤澤経済産業大臣に質問をいたします。

法案の質問に入る前に、足下の経済への対応について伺います。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格や物流コストの上昇に加え、石油由来製品の価格高騰や供給不足への懸念が強まっております。政府は、全体として供給量は確保されている、目詰まり解消に全力を尽くすと説明をされております。しかし、現場では、価格上昇だけではなく、必要なものが不足なときに本当に届くのかという供給そのものの不安が高まっております。特に中小企業や地域の事業者からは、系列外には回ってこないのではないか、先行きが見通せず発注判断が付かないと

いった切実な声も出ております。

このため、今事業者が求めているのは、今は足りているという説明ではありません。政府として何を把握し、どこまで備え、どのような手を打つのかを具体的に示すことこそ不安払拭につながると思います。

そこで伺います。

供給量の確保だけではなく、地域や中小企業を含めて必要な物資が安定的に行き渡る状況をどのように把握していくのか、また、在庫状況や供給見通し、物流正常化への対応などについて、国民や事業者に対してどのように分かりやすく情報発信し、不安解消につなげていくのか、さらには、価格対策に加え、供給危機管理という観点からどのような具体策を講じていくのか、大臣の明快な答弁を求めます。

本法案について質問いたします。

まず、基本的な考え方を確認いたします。

ここ数年にわたり我が国が進めてきた新機軸の産業政策は、地政学的リスクの高まりや世界経済の不確実性が増す中で、かつての産業政策から大きく変貌を遂げております。

その意味では、本法案は、新たな産業政策の実効性を高めるために、大企業だけでなく中小企業も対象とする大胆な投資促進税制や、日米戦略的投資イニシアチブに対するNEXIによる保険引受けなど、民間投資を後押しする措置を講じております。さらに、工業用地の整備に加え、買物、交通、医療、福祉など、地域で暮らし続けるために欠かせないエッセンシャルサービスの維持策も盛り込まれております。

このように、大きく四つの施策により、日本経済はもとより、地域経済、中小企業、暮らしの基盤を一体的に強化をして持続的な成長を図ってい

くものと理解をしております。

そこでまず、本法案の基本認識と各施策をどのように一体化させていくのか、見解を伺います。次に、大胆な投資促進税制について伺います。今回の投資促進策は、一部の大企業だけではなく地域の中堅・中小企業が積極活用することで、賃上げや生産性向上につながってこそ本当の意味での産業競争力強化になると考えます。

日本商工会議所の投資動向調査によれば、中堅・中小企業の約半数が今後五年間で工場等の新設や拡張計画を持ち、投資予定額も三割が十億円超と、投資意欲の高さがうかがえます。

こうした中小企業のニーズに応え、大胆な投資促進税制を活用してもらうためにどのように取り組まれていくのか、また手続面でも活用がしやすいようにすべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

次に、日米戦略的投資イニシアチブについて伺います。

AIや半導体などをめぐる国際競争が激化する中、日米が協力して経済安全保障を強化し、サプライチェーンの強靱化を促進していくことは重要であります。一方で、五千五百億ドル、八十兆円を超す投資に対して、なぜアメリカへの投資なのか、日本国内への投資が減るのではないかとといった声も上がりました。政府には、こうした疑問にしっかりと答えていく責任があると考えます。

また、既に日米間では、人工ダイヤモンドの生産やガス火力発電所の建設、原油輸出能力を強化する港湾整備といった第一弾のプロジェクトが決定し、小型モジュール炉、SMRの建設、天然ガス発電施設の建設など第二弾が発表されております。エネルギー関連のプロジェクトは、現在のイ

ラン情勢を踏まえても米国と共同で進めることは大変に意義があります。しかし、案件選定を誤れば国民負担につながるリスクもあります。

そこで、日米戦略的投資イニシアチブにおいて、優良プロジェクトの選定というリスク管理を日米間でどのように行っていくのか、大臣の明確な答弁を求めます。

次に、中小企業のAI活用支援について伺います。

赤澤大臣は、本法案の審議の中で、AI、AIトランスフォーメーションは、中堅・中小企業にとつて、人手不足を乗り越え、生産性を飛躍的に向上させるリープフロッグのチャンスになり得るとの認識を示されております。

中小企業では深刻な人手不足や技能承継の課題を抱えており、AI活用による業務の効率化や付加価値向上が期待されております。一方で、導入方法が分からない、人材がいない、コスト負担が大きいとの声もあります。

AI活用を進める上では、技術導入だけではなくて、それを使いこなす人材育成やリスキリング支援を同時に進めることが重要です。中小企業がAIの恩恵を十分に受けられるよう、導入支援、人材育成、相談体制整備などを一体的に進めるべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

次に、工業用地不足への対応について伺います。

近年、半導体やデータセンターなど大型投資案件が増える一方で、全国的に工業用地不足が深刻化しております。経済産業省の調査によれば、都道府県、政令市の約八割が五年以内に産業団地の枯渇が見込まれると回答、工業用地の不足が日本国内での投資を加速させる大きな足かせにならない深刻な状況であります。

その対策として、今回の地域未来投資促進法の改正では、緑地規制の特例緩和などの措置を盛り込んでおります。

そこで、三点伺います。

第一に、規制緩和を進める場合、周辺住民の生活環境や居住の快適さが損なわれてはなりません。居住環境への配慮をどのように担保していくのか、また、更なる規制緩和も検討されているのか。

第二に、産業用地の新規造成と既存用地の有効活用をどのように進めていくのか。

第三に、産業団地造成を進める自治体では、専門人材やノウハウ不足が課題となっております。民間ディベロッパーやインフラ事業者など、民間企業の知見や人材を積極的に活用する取組を進めるべきではないでしょうか。

以上、大臣の見解を伺います。
最後に、地域におけるエッセンシャルサービスの維持について伺います。

人口減少が進む地域では、スーパーやガソリンスタンドを始め、タクシーやバスといった生活の足まで減少に歯止めが掛かりません。買物や交通、医療、介護などのエッセンシャルサービスの担い手不足、生活環境の弱体化は、地域への投資や人材定着の制約要因にもなっております。

本法案には、地域におけるエッセンシャルサービス維持に向けた認定制度が盛り込まれておりますが、制度を実効性あるものとしていくためには対象業種をできる限り幅広く捉えることが重要であると考えます。

加えて、人口減少が進む地域では、一つの自治体だけでサービスを維持することが難しくなっており、複数自治体における広域連携も必要になってまいります。さらに、行政だけでは限界がある

中で、商工会議所、地域金融機関、NPO、民間事業者など、地域を支える多様な主体との連携を強化していくことも重要であります。

そこで伺います。

認定制度の対象業種をどのように考えているのか、また、複数自治体における広域でのサービス維持や、支援機関、関係機関の連携強化をどのように後押しをしていくのか、大臣の見解を伺います。

最後に一言申し上げます。

どれだけ経済が成長をしても、その成果が地域で暮らす人々や頑張る中小企業、そして次の時代を担う世代にまで実感として届いてこそ、本当の意味での産業競争力強化になることを強く訴えて、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)
○国務大臣(赤澤亮正君) 竹内真二議員から、七問御質問がありました。

まず最初に、中東情勢に関する対応についてお尋ねがありました。
石油備蓄の放出や代替調達の進展により、原油や石油製品について日本全体として必要となる量を確保できているところ、国民の皆様の不安を払拭できるよう、こうした全体の供給状況や、一部で生じている供給の偏り、あるいは流通の目詰まりへの対応状況及び解消事例について丁寧に情報発信をしております。

具体的には、関係省庁のホームページやSNSでの情報発信に加え、広報担当官による毎日のブリーフィング、全国約一千か所に設置した特別相談窓口での対応を通じてきめ細かく周知をしております。
供給の偏りや流通の目詰まりについて、川上の製造事業者の供給状況を確認するだけでなく、川

中から川下の状況についても、地方経産局や地方整備局などの地方機関の連携を通じ、プッシュ型で丁寧に把握をし、迅速に目詰まり解消に取り組んでまいります。

本法案の基本認識についてお尋ねがありました。

米国の関税措置を始めとした国際経済事情の変化、資源価格の変動によるインフレ圧力、人口減少や少子高齢化といった経済社会情勢の変化の中、我が国企業の事業活動を持続的に発展させるためには、産業競争力の一層の強化を図ることが重要です。

こうした認識の下、本法案においては、国内投資の促進により事業の高付加価値化を後押しするための諸外国と比べて遜色のない大胆な投資促進税制、海外需要開拓や安定的な原材料確保を通じた供給網の強靱化、事業活動の基盤となる産業用地の整備や担い手の確保に資する生活維持に必要なサービスの持続性確保を一体的に措置すること

で企業の事業活動の持続的な発展を図ってまいります。
中小企業の大胆な投資促進税制の活用についてお尋ねがありました。

大胆な投資促進税制は、原則として全業種を対象として、大規模で高付加価値な国内投資を促進することを目的としており、中小企業については、投資計画が五億円以上で、投資利益率などの要件を満たす場合に利用可能であります。例えば、中小企業が工場の新設や増設に際し、建物や機械装置を一体的に投資するような案件に御活用

いただけたと考えております。
中小企業に広く活用していただくために、税理士や金融機関と連携をして、本税制の内容及び活用が想定される事例の周知広報に取り組んでまいります。

また、本税制については、投資計画が投資利益率や投資下限額といった定量的、客観的な要件を満たすかを中心に審査する確認手続とすることで、事業者の予見可能性と手続負担の軽減を共に確保する、実務にも配慮した制度としております。

日米政府の戦略的投資イニシアチブのプロジェクト選定におけるリスク管理についてお尋ねがありました。

本イニシアチブにおけるプロジェクトの選定に当たっては、了解覚書に基づき行う、私自身やJBIC、NEXIの専門家も参加する日米両国の協議委員会における協議を通じ、収支相償、償還確実性、日本への裨益、メリットについてしっかりと精査、確認し、適切なリスク管理を行うこととしております。

既に発表済みのプロジェクトと同様に、今後のプロジェクトの組成に当たっても、米国との綿密な協議を通じて適切なリスク管理を行い、日米の相互利益の促進、経済安全保障の確保、経済成長の促進につなげてまいります。

中小企業のAIトランスフォーメーションについてお尋ねがありました。

委員御指摘のとおり、AIトランスフォーメーションの進展は、地域に根差し、現場現業型でスピード感のある中堅・中小企業にとって、人手不足を乗り越え、大企業を一気に追い抜くリープフロッグのチャンスであります。そのため、中小企業のAIトランスフォーメーションを進めるために様々な支援を一体的に実施しております。

具体的には、AIトランスフォーメーションによる中堅・中小企業の生産性向上に向けた投資を支援するとともに、AIトランスフォーメーションに必要なスキルの習得促進や地方の若手トップ

人材の育成に取り組んでおります。また、各都道府県によらず支援拠点内にある生産性向上支援センターで相談を受け、徹底した伴走支援を実施してまいります。

加えて、地方自治体とも連携し、AIの導入意欲のある中小企業と、経営やAIに精通した知見者やAIサービス提供者といった関係者のネットワークを地域ごとに構築をし、中小企業の抜本的な意識改革を促し、AIの効果的な導入を後押ししてまいります。

工業用地不足への対応についてお尋ねがありました。

本法案では、既存の産業用地の活用拡大を図るため、緑地面積率規制に関する特例措置を講じることとしています。一方で、工場周辺の生活環境保持の観点から、特例の適用を受ける工場には、敷地外で緑地を整備、確保するといった措置を求めることとしています。

更なる規制緩和については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて検討を行います。

また、緑地面積率規制の特例緩和により、既存の産業用地の活用を促すことに加え、産業用地整備に係る計画承認制度を創設し、税制、金融措置を講じること、新たな産業用地の整備も促進します。

さらに、自治体における民間企業の知見や人材の活用に向けて、自治体が民間ディベロッパーと連携することでノウハウを補う措置に加え、ノウハウを有する中小機構の助言で自治体の対応能力を向上させる措置を講じること、自治体による産業用地整備を後押ししてまいります。

地域におけるエッセンシャルサービスの維持に

ついてお尋ねがありました。

エッセンシャルサービスに係る認定制度の対象業種は、法律に定める実施指針で具体化を図る予定ですが、生活必需品の販売、交通、物流、ガソリンスタンドといった生活の維持に日常的に必要な物品又は役務の提供を行うサービス産業を想定しています。また、複数の市町村でサービスを供給する事業者も都道府県が認定する制度とすることで、広域でのサービス維持を図ります。

加えて、法律に基づき商工団体や地域金融機関を構成員とする協議会について、地方自治体による組成を促すことで、地域の関係機関による連携強化を後押しすることとしております。

以上です。(拍手)

○議長(関口昌一君) 櫻井祥子君。

(櫻井祥子君登壇、拍手)

○櫻井祥子君 参政党の櫻井祥子です。

会派を代表して、産業競争力強化法等の改正案について質問いたします。

今回の改正案は、産業競争力の一層の強化を図るため、国内投資の促進、供給網の強靱化、産業用地の整備、担い手の確保等を行うものです。我が国をより自立した強い国としたいという思いは我が党も共有しておりますので、基本的な方針には賛同いたします。その上で、以下質問させていただきます。

まず、大胆な投資促進税制について伺います。この税制は、投資利益率、ROI一五%以上の等の要件を満たす設備投資について、即時償却又は税額控除を認める制度であり、全業種を対象としております。

一方で、FIT・FIP制度の対象となる太陽光発電や風力発電事業は、国民の電気料金に上乗

せされる再エネ賦課金によってその収益性の一部が支えられています。一定数の国民がこの再エネ賦課金に疑問を持つ中で、こうした再エネ事業でこの税制を利用すること、つまり、国民負担に支えられた制度収入を前提にしてROI一五%以上を達成する再エネ案件でこの大幅な税制優遇を受けることについて、国民の理解は得られるのでしょうか。

政府として、こうした案件を対象から除外する、又はROI算定上、FIT・FIP制度による、FIT、FIPによる制度収入を補正するなど、国民負担との均衡を図る考えはないか、経済産業大臣に伺います。

この大胆な投資促進税制の平年度の見込みとしては、対象となる投資額は四兆円程度、税の減収分は四百億円程度となると承知しております。インパクトのある減税措置となりますが、これがどの程度国民生活に裨益するとお考えでしょうか。どう賃上げにつながるのか、どう国民生活が良くなるのか、経済産業大臣に見解を伺います。

また、主務大臣認定を受けた場合に金融支援を受けられる事業適応計画の類型として、新たに国際経済事情激変型と事業費上昇型が追加されることについては、現在の世界情勢を受けて必要性があるかと認識しています。

ただ、現在の物価高には二つの要因があると考えます。一つは輸入物価上昇、そしてもう一つは、三十年続いた緊縮財政によって供給能力が毀損し、結果として供給能力が需要を下回るインフレギャップが生まれていることです。

高市総理も御発言のとおり、日本は国内投資が圧倒的に不足してきた結果、供給能力、つまり、物やサービスを生み出す力は削られてきました。例えば、公共投資はピーク時の六割まで減り、

一九九七年に六百八十五万人だった建設業の就業者数は、昨年には四百七十七万人となつています。現在深刻になっているインフラの老朽化への対応や今後の災害への備えは、供給力があつてこそできることです。この不足した供給能力を取り戻していくためにも、今回のような国内投資の促進策は重要であると考えます。

高市内閣は、以前から、縮小均衡を招く行き過ぎた緊縮財政ではなく、未来への投資としての積極財政で国力を強くするといった内容や、単年度のプライマリーバランスにはこだわらない旨を発信されてきました。

ここで改めてお尋ねしますが、供給能力こそが国力の根幹であり、財政出動によって政府主導で民間投資を牽引していく方針に変わりはありませんか。日本成長戦略担当大臣にお伺いいたします。

また、イラン情勢の影響により不足が危ぶまれる燃料油や石油由来製品の調達について、政府の日々の御尽力に感謝いたします。

ただ、現在の発達した流通網において、全てをくまなく把握するということは大変難しいものがあり、政府の発信と実際の現場の声には乖離が見られます。私の地元の茨城県龍ヶ崎市では、市の指定のごみ袋が手に入りにくくなっておりまして、塗料や自動車部品、プラスチック製品など、なかなか入ってこないという声も度々耳にします。仕入れが滞り、営業がほぼ停止していて、このままでは倒産してしまうという悲痛な声も聞きます。

そういった民間の声を集めるために経産省の情報提供フォームがあり、その存在を報道陣や業界団体などに周知しているとのことですが、多くの中小企業の方が知らないか、又は、知っていても

情報提供して何が変わるのかと諦めてしまっているのではないのでしょうか。

実際にフォームを拝見したところ、情報提供だけでなく、供給要請という項目がありました。このフォームから供給要請をした場合にどういった対処がされるのかを具体的にお伝えすることで、情報はより集まりやすくなるのではないのでしょうか。

供給要請を受けた場合の具体的な対処としてどのようなことが考えられるのか、またそれを周知する方法についても、併せて経済産業大臣にお尋ねします。

次に、地域経済牽引事業の用に供されるデータセンターに対する工業用水の供給の義務付けについてお尋ねします。

データセンターでは発熱するサーバー機器を冷却する必要があり、今後、AI用のサーバーの増加に伴い、データセンターで使う冷却水の量も増えていくと考えられます。

そのために、今回、工業用水の供給の義務付け対象として新たにデータセンターが加わることになりましたが、これによる水不足の懸念はないのでしょうか。また、製造業等に向けた工業用水との優先順位をどのように位置付けるのでしょうか。経済産業大臣にお尋ねします。

次に、生活維持役務等供給事業の効率化支援に関連してお尋ねします。

昨今、特に人口が減少している地域において、生活に必要な不可欠なサービスである生活必需品の販売や交通、物流、ガソリンスタンド、自動車整備等の事業の採算が悪化し、継続が困難になる事例が多数発生しています。

本改正案には、こうした事業の合理化、多角化、広域化に対して金融支援等を行うことが盛り込まれていますが、今後とも人口減少が続けば、効

率化した上での維持にも限界があります。維持するには一定の人口規模が必要であり、そのためには東京一極集中の是正が必須なのではないでしょうか。

まず、交通網についてですが、地方の交通網は単なる採算事業ではなく、国土保全、防災、通学、通院、観光など地域経済を支える社会インフラです。能登半島地震でも明らかにしたように、過疎地域だから道路や鉄道への投資を抑えるという発想では更に人が住めなくなり、都市集中が進みます。

鉄道の大半は以前は国有であった歴史もあります。地方創生を本気で進めるのであれば、採算性だけで地方鉄道の存廃を判断するのではなく、自治体が所有者となった上で民間が運営する上下分離方式や国による施設維持支援も念頭に、一時的な支援にとどまらない安定的な財源確保を目指し、検討するべきではないでしょうか。国土交通大臣の見解を伺います。

最後に、東京一極集中の是正についてお尋ねします。

現在の東京圏の人口は全人口の三割ほどとなっており、この三十年ほど転入超過となつています。地方の人口流出を食い止めるためには、進学先として魅力的な大学や、その後の就職先である企業立地を地方に増やす必要があると考えます。

東京から地方への本社機能移転時に税額控除を行える地方拠点強化税制は既に存在しますが、あくまで移転時の一時的な支援となつています。

現在、各地域ごとの戦略産業クラスター計画が話し合われている地域未来戦略においては、地方での企業立地促進に向けて更に踏み込んでいただきたいと思っています。本社機能だけではなく、研究開発拠点、製造拠点、データセンター等を地方に移転、新設する企業に対し、法人税の税額控除や

特別償却、あるいは補助金、交付金といったあらゆる方法を考慮した上で、より継続的な支援を御検討いただけないでしょうか。地域未来戦略担当大臣の見解を伺います。

参政党は、国内投資の促進を地方経済の活性化につなげ、大企業だけでなく中小企業も元気になる、真面目に働く全ての国民が豊かになれる、そういう日本をつくりたいと考えています。そして、これは与野党問わず、共に目指せる日本の形であると思います。

以上で私の質問を終わります。
ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)

○国務大臣(赤澤亮正君) 櫻井祥子議員から、四問御質問をいただきました。

まず最初に、再エネ関係の投資計画に対する大胆な投資促進税制の適用に関する考え方についてお尋ねがありました。

大胆な投資促進税制は、原則として全業種を対象として、国内での高付加価値かつ大規模な設備投資を促進するための制度であり、事業者の予見可能性に最大限配慮して、個別の分野に関する制度や支援策にかかわらず、投資利益率や投資下限額を満たす全ての場合に利用いただける制度としております。

投資計画の投資利益率の算定に際して個別の分野に関する制度や支援策を勘案をいたしますと、制度が複雑となり、事業者の予見可能性を損ない、申請コストを大幅に増加させることから望ましくないと考えております。

補助金と異なり、一定の要件を満たした場合には原則として適用を受けられる税制の特性を生かすことで、事業者の予見可能性を最大限確保しつつ、国内における成長投資の拡大を後押ししてまいります。

次に、大胆な設備投資税制の国民生活への裨益についてお尋ねがありました。

二〇四〇年度に二百兆円という官民国内投資目標の達成に向け、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進する大胆な投資促進税制を創設することとしています。

年間約四兆円分の設備投資が本税制の適用対象となると見込んでおり、国内投資の拡大に伴う関連産業の需要拡大など、幅広い分野の需要創出につながり得るものと認識をしております。

加えて、企業の生産性や供給力の向上による稼働力の強化を通じた賃上げや、物価上昇圧力の緩和にも資するものと考えており、本税制により大規模かつ高付加価値な国内投資を幅広く後押しをしてまいります。

次に、供給要請への対応とその周知の方法についてお尋ねがありました。

原油や石油製品については、日本全体として必要となる量を確保できている一方、一部で生じている供給の偏りや流通の目詰まりについて、関係省庁に設置した情報提供窓口を通じてサプライチェーンの情報を集約し、順次解消してきています。

具体的には、目詰まり箇所を特定した上で、サプライチェーンの関係者に対して原料の供給見通しを共有をする、供給を制限する前に経済産業省に相談するように要請をする、需要側にも業界団体を通じて通常量の購入を維持するよう要請するといった対応を通じて、お困り事を一つ一つ解消してまいります。

中小企業を始めとするサプライチェーンの幅広い事業者の不安を解消できるよう、日本全体の原油や石油製品の供給状況や、一部で生じている供給の偏りや流通の目詰まりへの対応状況及び解消

事例について丁寧な情報発信してまいります。

具体的には、関係省庁のホームページやSNSでの情報発信に加え、広報担当官による毎日のブリーフィング、全国約一千か所に設置した特別相談窓口での対応を通じてきめ細かく周知をしてまいります。

次に、データセンターへの工業用水供給義務付けによる水不足懸念及び製造業との優先順位についてお尋ねがありました。

データセンターの新規立地に伴い新たな水需要が生じた際、工業用水道事業者は、安定供給の観点から、自らの給水能力を勘案した上で当該データセンターへの給水の可否を判断をします。そのため、給水能力に余裕がない場合は新規の給水契約は行わないこととなります。

また、給水に必要な水利権は工業用水や水道といたつた用途別に許可されており、工業用水道事業者は、工業用水として許可された水利権の枠内で工業用水を供給いたします。このため、今回の措置によつて他の用途への水不足が生じることはありません。

なお、今回の措置でデータセンターに供給される工業用水の供給は、製造業に劣後することなく、同等の優先順位で扱われるところでございます。

以上です。(拍手)

(国務大臣城内実君登壇、拍手)

○国務大臣(城内実君) 櫻井議員より、政府主導で民間投資を牽引していく方針についてお尋ねがございました。

我が国経済の成長に向けて圧倒的に足りないのは資本投入量、すなわち国内投資であり、その促進に徹底的なてこ入れをしていく考えに変わりはありません。世界が産業政策の大競争時代にある

中、我が国として経済成長を実現するために必要な財政支出をためらうべきではありません。このため、政府も一歩前に出て、供給力の強化に向けて事業者の予見可能性を高める大胆な措置を講じ、強力で民間企業による投資を引き出してまいります。

十七の戦略分野について、官民投資ロードマップを策定し、複数年予算や長期的な基金による大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じてまいります。(拍手)

(国務大臣金子恭之君登壇、拍手)

○国務大臣(金子恭之君) 櫻井祥子議員から、地方鉄道についてお尋ねがありました。

鉄道は、定時性が高く、高速での大量輸送が可能であることから、広域的な地域間の移動、連携を支え、観光やビジネスなどを含めた地域活性化にも資するものと考えております。

一方、大量輸送機関としての鉄道特性が十分発揮できていない路線については、地域の関係者で十分に議論を行い、地域や利用者にとつて最適な形で交通手段の維持、確保を図ることが重要と考えております。

このため、令和五年の地域交通法の改正等により、上下分離等のローカル鉄道の再構築に取り組み自治体を後押しできるようにしたところでございます。

また、安定的な財源の確保に関しては、先月、国土交通省の有識者検討会からその必要性について提言をいただいたところです。

国土交通省としては、この提言の内容も踏まえ、地方自治体、鉄道事業者等の関係者との適切

な役割分担の下、鉄道ネットワークの基本的な在り方や今後の安定的な財源の確保策などについて議論を深めてまいります。(拍手)

(国務大臣黄川田仁志君登壇、拍手)

○国務大臣(黄川田仁志君) 櫻井祥子議員にお答えします。

地域未来戦略についてお尋ねがありました。高市内閣では、日本列島を強く豊かにすること、すなわち、四十七都道府県のごくに住んでも安全に生活することができ、必要な医療や福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある、こうした日本の姿を目指しています。

そのために何より重要なことは強い地域経済の構築であり、地域未来戦略を推進してまいります。具体的には、十七の戦略分野に係る戦略産業クラスター計画、知事主導で形成を進める地域産業クラスター計画、地場産業の付加価値向上等を支援し、地域経済の拡大を目指す地場産業成長プランの三つの類型の計画を進めてまいります。

政府としては、今後順次決定されていくこれらの計画のポテンシャルを最大化するため、企業支援、インフラ整備や規制・制度改革、産業人材育成、地域の産業クラスター、地場産業を支える仕組みづくりへの支援などについて、地域未来交付金のほか、新たな財政措置も含めて検討を行い、夏までに地域未来戦略の政策パッケージを取りまとめ、具体化を進めてまいります。

こうした方策により、継続的に計画の具体化、高度化を目指す意欲のある自治体に対し、支援を惜しまずに行ってまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 食育基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長藤木真也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤木真也君登壇、拍手〕

○藤木真也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における食や農林漁業を取り巻く状況の変化及び食料・農業・農村基本法の改正に対応し、農林漁業に関する教育、成年に達した者も含めた国民の健全な食生活の実現等を一層促進するため、前文及び基本理念の見直し、食育推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長藤井比早之君より趣旨説明を聴取した後、食育推進基本計画に対する評価、農林漁業教育及び大人の食育推進の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

まず。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成 二百四十二
反対 二百三十七
五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第二 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 辻元清美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔辻元清美君登壇、拍手〕

○辻元清美君 ただいま議題となりました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都市の魅力及び活力の向上を通じて都市の再生を図るため、公共公益施設の整備及び管理に関する協定制度、そして、市町村が定める区域において地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な措置を講ずる制度並びに都市機能誘導区域に誘導施設の維持に寄与する業務施設等の立地を誘導するための制度の創設、市町村都市再生協議会による町づくりの推進を図る活動に関する計画の作成及び当該活動に対する支援等の措置を講ずるとともに、景観計画に基づいて行う景観

再生事業を創設し、あわせて、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の施行者が所有者不明土地管理命令等を請求することができるようにすることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、町中への特定業務施設等の誘導施策による政策効果、地域の歴史、文化等に根差した町づくりの推進方策、エリアマネジメント活動への支援の在り方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知おき願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十一
賛成 二百二十六
反対 十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君
副議長 福山 哲郎君

中田 優子君	宮出 千慧君
平戸 航太君	櫻井 祥子君
後藤 翔太君	小林さやか君
安達 悠司君	塩入 清香君
庭田 幸恵君	杉本 純子君
初鹿野 裕樹君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	大津 力君
岩本 麻奈君	山中 泉君
浜口 誠君	松田 学君
安藤 裕君	梅村みずほ君
磯崎 哲史君	神谷 宗幣君
上田 清司君	奥村 祥大君
白川 容子君	かこしま彰宏君
岩渕 友君	大門実紀史君
牛田 茉友君	水野 孝一君
山添 拓君	江原くみ子君
原田 秀一君	吉良よし子君
山田 吉彦君	伊藤 辰夫君
仁比 聡平君	岡崎 太君
田村 まみ君	芳賀 道也君
小池 晃君	石 平君
足立 康史君	後藤 斎君
金子 道仁君	松野 明美君

浜野 喜史君	伊藤 孝恵君	山本佐知子君	吉井 章君	中曽根弘文君	ラサール石井君	国務大臣
青島 健太君	中条きよし君	いんこう周作君	かまやち敏君	奥田ふみよ君	福島みずほ君	財務大臣臨時代理
舟山 康江君	榛葉賀津也君	寺田 静君	白井 正一君	山内佳菜子君	伊勢崎賢治君	農林水産大臣
川合 孝典君	嘉田由紀子君	本田 顕子君	加田 裕之君	福士 珠美君	小島とも子君	経済産業大臣
高木かおり君	串田 誠一君	朝日健太郎君	進藤金日子君	大島九州男君	横沢 高德君	国土交通大臣
片山 大介君	石井 苗子君	今井絵理子君	こやり隆史君	村田 享子君	三上 えり君	国 務 大 臣
柴田 巧君	松沢 成文君	石田 昌宏君	馬場 成志君	古賀 千景君	柴 慎一君	国 務 大 臣
浅田 均君	猪瀬 直樹君	藤川 政人君	長谷川 岳君	鬼木 誠君	羽田 次郎君	副大臣
上野ほたる君	若林 洋平君	江島 潔君	渡辺 猛之君	塩村あやか君	田島麻衣子君	経済産業副大臣
新実 彰平君	山本 啓介君	青木 一彦君	磯崎 仁彦君	岸 真紀子君	石垣のりこ君	
ながえ孝子君	佐々木りえ君	石井 浩郎君	中西 祐介君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	
永井 学君	友納 理緒君	山本 順三君	岡田 直樹君	古賀 之士君	杉尾 秀哉君	
石井めぐみ君	福山 守君	石井 準一君	松山 政司君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	
脇 雅昭君	古庄 玄知君	末松 信介君	有村 治子君	勝部 賢志君	森本 真治君	
長谷川英晴君	藤井 一博君	高良 沙哉君	安野 貴博君	小西 洋之君	徳永 エリ君	
星 北斗君	小林 一大君	伊波 洋一君	尾辻 朋実君	斎藤 嘉隆君	水岡 俊一君	
加藤 明良君	生稲 晃子君	高橋はるみ君	清水 真人君	田名部匡代君	広田 一君	
赤松 健君	宮本 周司君	郡山りよう君	出川 桃子君	牧山ひろえ君	森 ゆうこ君	
阿達 雅志君	山田 宏君	西田 英範君	泉 房穂君	青木 愛君	蓮 舫君	
井上 義行君	滝波 宏文君	見坂 茂範君	小林孝一郎君	辻元 清美君	長浜 博行君	
上月 良祐君	北村 経夫君	鈴木 大地君	高木 真理君	川村 雄大君	佐々木雅文君	
三原じゅん子君	舞立 昇治君	岩本 剛人君	小川 克巳君	司 隆史君	下野 六太君	
山下 雄平君	野上浩太郎君	船橋 利実君	山田 太郎君	窪田 哲也君	原田大二郎君	
松村 祥史君	古賀友一郎君	自見はなこ君	藤木 眞也君	伊藤 孝江君	宮崎 勝君	
高橋 克法君	酒井 庸行君	松川 るい君	打越さく良君	竹内 真二君	里見 隆治君	
佐藤 啓君	山谷えり子君	大家 敏志君	上野 通子君	三浦 信祐君	杉 久武君	
宮沢 洋一君	野村 哲郎君	森 まさこ君	古川 俊治君	横山 信一君	上田 勇君	
小野田紀美君	牧野たかお君	猪口 邦子君	松下 新平君	秋野 公造君	高橋 光男君	
望月 良男君	北村 晴男君	福岡 資麿君	浅尾慶一郎君	平木 大作君	竹谷とし子君	
平山佐知子君	齊藤健一郎君	西田 昌司君	吉田 忠智君	石川 博崇君	谷合 正明君	
百田 尚樹君	梶原 大介君	櫻井 充君	鶴保 庸介君	西田 実仁君	天畠 大輔君	
越智 俊之君	若井 敦子君	橋本 聖子君	木村 義雄君	木村 英子君		
宮本 和宏君	東野 秀樹君	鈴木 宗男君	吉川 沙織君			

議長の報告事項
去る十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員
辞任 宮本 和宏君
補欠 小野田紀美君

文教科科学委員
辞任 小野田紀美君
補欠 宮本 和宏君

国家基本政策委員
辞任 後藤 翔太君
補欠 神谷 宗幣君

決算委員
辞任 末松 信介君
補欠 鈴木 大地君

行政監視委員
辞任 岩本 剛人君
補欠 東野 秀樹君

国 務 大 臣
理 財 大臣臨時代理 林 芳正君
農 林 水 産 大臣 鈴木 憲和君
経 済 産 業 大臣 赤澤 亮正君
国 土 交 通 大臣 金子 恭之君
国 務 大 臣 黄川田仁志君
国 務 大 臣 城内 実君
副大臣 井野 俊郎君

経済産業副大臣 井野 俊郎君

補欠 上野ほたる君

議院運営委員 辞任 鈴木 大地君 東野 秀樹君 川村 雄大君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 議院運営委員会 理事 高橋 光男君 (高橋光男君の補欠) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第六一号) 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第六二号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案 環境省設置法の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 在日米軍部隊の中東派遣及び我が国周辺の抑止力維持に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第四四号) EVモーターズ・ジャパン製のEVバスに係る安全性の確保及び補助金制度の適正性等に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四五号) 自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱が政治的行為に該当しないと判断した責任の所在に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四六号) 自由民主党大会に出席した陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の政治的行為の妥当性に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四七号) 陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊のロゴマーク及び行政における生成AI活用の在り方に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四八号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員石垣のりこ君提出自衛官の階級呼称の変更に関する質問に対する答弁書(第四一号) 参議院議員高良沙哉君提出旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問に対する答弁書(第四二号) 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律 環境省設置法の一部を改正する法律 一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 山崎 正昭君 泉 房穂君 小林孝一郎君 高木 真理君 辞任 神谷 政幸君 石橋 通宏君 竹内 真二君 国土交通委員 辞任 西田 実仁君 補欠 小林孝一郎君 石橋 通宏君 山崎 正昭君 泉 房穂君 補欠 北斗君 星 北斗君 高木 真理君 西田 実仁君 補欠 竹内 真二君	予算委員 辞任 安達 悠司君 補欠 岩本 麻奈君 決算委員 辞任 鈴木 大地君 三浦 信祐君 金子 道仁君 石 平君 補欠 末松 信介君 上田 勇君 嘉田由紀子君 高木かおり君 行政監視委員 辞任 東野 秀樹君 川村 雄大君 上野はたる君 岩本 麻奈君 補欠 岩本 剛人君 里見 隆治君 金子 道仁君 安達 悠司君 補欠 東野 秀樹君 鈴木 大地君 川村 雄大君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 行政監視委員会 理事 浅尾慶一郎君 (浅尾慶一郎君の補欠) 理事 江島 潔君 (江島潔君の補欠) 理事 田島麻衣子君 (田島麻衣子君の補欠) 理事 竹内 真二君 (竹内真二君の補欠) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)(衆第九号)
--	---	--	--

同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

食育基本法の一部を改正する法律案(衆第八号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

DVを理由とする離婚に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第四三号)
同日議長は、フォルシウトホッフエル・アーングネシュ・ハンガリー国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

神谷 宗幣君

塩入 清香君

法務委員

辞任

補欠

小林孝一郎君

宮本 和宏君

石橋 通宏君

泉 房穂君

財政金融委員

辞任

補欠

山崎 正昭君

小林孝一郎君

泉 房穂君

高木 真理君

塩入 清香君

神谷 宗幣君

文教科学委員

辞任

補欠

宮本 和宏君

山崎 正昭君

厚生労働委員

辞任

補欠

星 北斗君

神谷 政幸君

国土交通委員

高木 真理君

石橋 通宏君

環境委員

辞任

補欠

竹内 真二君

原田大二郎君

国家基本政策委員

辞任

補欠

原田大二郎君

竹内 真二君

予算委員

辞任

補欠

神谷 政幸君

有村 治子君

山田 吉彦君

伊藤 孝恵君

行政監視委員

辞任

補欠

伊藤 孝恵君

山田 吉彦君

懲罰委員

辞任

補欠

有村 治子君

神谷 政幸君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

いんどう周作君

長谷川英晴君

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任

補欠

出川 桃子君

加藤 明良君

福山 守君

朝日健太郎君

宮本 和宏君

山本 啓介君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠
かまやち敏君 鈴木 大地君
小林 一大君 白井 正一君
西田 英範君 生稲 晃子君
山本佐知子君 藤井 一博君
宮出 千慧君 大津 力君

同日議員から次の議案が提出された。
内密出産に対応するための体制の整備等の促進に関する法律案(伊藤孝恵君発議)(参第八号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防災庁設置法案(閣法第二三三号)
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一四四号)
予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(閣法第五〇号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)
環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二二二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託した。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三七号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
食育基本法の一部を改正する法律案(衆第八号) 審査報告書
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 審査報告書

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二二二号)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託した。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三七号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
食育基本法の一部を改正する法律案(衆第八号) 審査報告書
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 審査報告書

審査報告書

食育基本法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年五月十九日

農林水産委員長 藤木 眞也
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における食や農林漁業を取り巻く状況の変化に対応し、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料安全保障の確保にも資する食育を推進するとともに、農林漁業に関する教育、成年に達した者も含めた国民の健全な食生活の実現等を一層促進するため、前文及び基本理念の見直し、食育推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

食育基本法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和八年四月二十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

食育基本法の一部を改正する法律
食育基本法(平成十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。
前文のうち第三項中「一方、」の下に「働き方が多

令和八年五月二十日 参議院会議録第十四号

食育基本法の一部を改正する法律案

様化し、世帯構成が変化する等」を、「変化し」の下に、「消費者と生産者との関係が希薄化するとともに」を加え、「瘦身志向」を「瘦身志向、まだ食

べることができると食品の廃棄」に、「氾濫する」を「氾濫する」に改め、「確保」の下に「や良質な食料の安定的な確保」を加え、「あり方」を「在り方」に、「はぐくまれ」を「育まれ」に改め、第四項中「共生・対流を共生と交流」に改め、「向上」の下に「その他の食料安全保障の確保」を加え、第五項中「高め」の下に「食」に関する体験活動等を通じてを、「恩恵や」の下に「農林漁業者をはじめとする」を加え、「深めつ」を「深め、豊かな人間性を育みつ」に、「健全な」を「健全で充実した」に改め、「保育所」の下に、「職場」を、「中心に」の下に「食」に関する知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し」を、「として、食育の推進に」の下に「自ら進んで」を、「である」の下に「また、食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている」を加え、第六項中「及び国民」を「国民、民間団体等」に改める。

第一条中「はぐくむための」を「育むとともに、食料安全保障の確保にも資する」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。
第三条中「また、」の下に「農林漁業者をはじめとする」を加える。
第四条中「得るもの」とするとともに、「その」を「得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な」に改める。
第五条中「食育は」の下に、「教育基本法(平成十八年法律第二十号)その他の関係法律による施策と相まって」を加える。

食育基本法の一部を改正する法律案

第六条中「国民が」の下に、「年齢等にかかわらず、」を、「保育所」の下に、「職場」を加え、「深める」を「深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育む」に改める。

第七条の見出し中「食料自給率の向上」を「食料安全保障の確保」に改め、同条中「についての国民の理解を深める」を「並びに食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにする」に改め、「向上」の下に「その他の食料安全保障の確保」を加える。

第九条に次の一項を加える。
2 国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
第十条中「図りつ」の下に、「教育等(教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。)、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら」を加える。
第十一条第一項中「教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)」を「教育等」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十三条中「保育所」の下に、「職場」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(関係者相互の連携及び協働)
第十三条の二 国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。
第十六条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項

を加える。

4 前項(第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
5 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。
第二章中第十八条の次に次の一条を加える。
(都道府県及び市町村に対する情報の提供等)
第十八条の二 国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。
第十九条中「料理教室」の下に、「農林漁業に関する体験の場」を加え、「食事」を「食」に、「習慣」を「習慣等」に改める。
第二十条中「支援」の下に「学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の」を加え、「農場等における実習」を「農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育(食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。及び教育の一環として行われる)」に、「体験活動」を「活動」に、「瘦身」を「瘦身」に改め、同条に次の一項を加える。
2 国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする。

第二十條の次に次の一条を加える。

（成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進）

第二十條の二 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする。

第二十一條の次に次の一条を加える。

（健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進）

第二十一條の二 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。

第二十二條第一項中「図りながら」を「図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら」に改め、同条第二項中「に携わるボランティア」を「について、ボランティアをはじめとするこれらの活動に携わる者」に、「かんがみ、これらのボランティア」を「鑑み、これらの者」に改める。

第二十三條中「地方公共団体は」の下に、「食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条に定める消費者の役割を踏まえ」を加える。

第三章中第二十五條の次に次の一条を加える。

（食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等）

第二十五條の二 国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実を図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月十九日

国土交通委員長 辻元 清美
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市の魅力及び活力の向上を通じて都市の再生を図るため、公共公益施設の整備及び管理に関する協定制度、市町村が定める区域において地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な措置を講ずる制度並びに都市機能誘導区域に誘導施設の維持に寄与する業務施設等の立地を誘導するための制度の創設、市町村都市再生協議会によるまちづくりの推進を図る活動に関する計画の作成及び当該活動に対する支援等の措置を講ずるとともに、景観計画に基づいて行う景観再生事業を創設し、併せて市街

地再開発事業及び土地区画整理事業の施行者が所有者不明土地管理命令等を請求することができることとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、令和八年度一般会計予算において、まちづくり推進活動資金として一千五百万円、民間都市開発推進資金として二十一億二千九百万円の内数、都市構造再編集中支援事業七百六億六千万円の内数、社会資本整備総合交付金四千五百九十七億円の内数が、令和八年度財政投融资計画に民間都市開発推進機構のメザニン支援業務として総額七百億円（政府保証債六百億円、政府保証借入百億円）の内数が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 地方都市が抱える課題が多様化・複雑化している中、地域の実情に応じた人口減少対策、特に若年層の定着対策を講ずるためには、全国一律の施策を推進するのではなく、各地方公共団体において独自の地域資源等を最大限に活用した創意工夫のある取組の展開が欠かせない。そのため、地方公共団体による都市行政の効果が最大限発揮できるよう、社会資本整備総合交付金等の支援措置の一層の拡充を図るとともに、その運用に当たっては、より柔軟性を持たせること。

二 地方都市の再生には、都市計画分野からのアプローチでは一定の限界があることも否めない

ことから、「地方創生二・〇」等の施策との有機的な政策連携を図り、政府一体となった取組を行うべく、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な政策形成を図ること。

三 都市機能の更なる集積・連携強化による地域の活性化に向けた特定業務施設等の誘導策は、結果として中心市街地への自動車の流入増につながる可能性がある。そのため、都市における脱炭素に資するまちづくりの方針との整合性や交通安全を図る観点から、地域公共交通網の再整備に向けた取組等に関する技術的、政策的支援はもとより、効果的な財政的支援の在り方についても必要な検討を図ること。

四 立地適正化計画制度や景観法制度における都道府県の調整機能の役割が明確化されることに伴い、都道府県による広域の見地からの全体最適化を効果的に機能させるべく、各地方整備局等も一体となった伴走型支援を推進するとともに、都道府県に対する必要な指針や技術的助言等の提供、国土交通大学の活用等による人材の育成等の措置を講ずること。

五 立地適正化計画制度と災害対策との更なる連携の強化を図るため、関係府省庁で構成されるコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームにおける防災タスクフォースの機能強化により、府省庁横断・ワンストップの相談体制が本法による施策の推進に効果的な役割を果たせるよう、必要に応じてその運用の在り方を見直すこと。また、防災指針の新規策定の促進はもとより、新たな災害ハザード情報を踏まえた防災指針の見直しに資するよう、防災指針の検討及び見直しに関する事例集等必要な情報提供の一層の充実を図ること。

右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(都市再生特別措置法の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第四十五條」を「第四十四條の二」に、「第七節 都市再生歩行者経路協定(第四十五條の二―第四十五條の十二)」を「第六節の二 都市再生整備第十五條の十二」を「第七節 都市再生歩行者経路協定(第四十四條の三―第四十五條)」に、「第四十六條の八」を「第四十六條の九」に、「特例(第六十二條)」を「特例等(第六十一條の二・第六十二條)」に改め、「第六十二條の十四」の下に「第六十二條の十五」を加え、「認定の申請手続の特例(第六十二條の十五)」を「作成等の提案及び認定の申請手続の特例(第六十二條の十六・第六十二條の十七)」に、「第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十三條)」を「第四節の二 固有魅力維持向上協定(第七十二條第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十三條の二)」に、「第六款 特定用途誘導地区(第百

九條)を「第六款 特定用途誘導地区(第百八

第三節の二 立地適正化施設整備等

条の三)

(第百八條の四)

協定(第百八條の十一・第百九條)」

の二を「第三節の三」に改め、「第百十七條の

下に「第百十七條の六」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 都市の再生は、都市が我が国の活

力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民

生活の実現に重要な役割を果たすものである

こと、及びその再生が地域社会の諸課題を解

決する上で極めて重要であることに鑑み、都

市機能の集約を推進することが都市の持続可

能性を確保するために効果的であるとの基本

的認識の下に、都市の脱炭素化の推進による

環境への負荷の低減、自然的環境の有する

多面的機能の発揮及び自立的で個性豊かな地

域社会の形成に配慮しつつ、多様な主体が相

互に連携及び協力をしながら、都市開発事

業、公共公益施設の整備及び管理並びにまち

づくりの推進を図る活動等を効果的に実施

し、併せて都市の防災に関する機能を確保す

ることにより、都市の魅力及び国際競争力の

向上と快適で質の高い生活環境の創出を図る

ことを旨として、行わなければならない。

第十四条第一項中「内閣総理大臣は」の下に

「基本理念のつとめ」を加え、同条第二項に

次の一号を加える。

事項

第十四条第三項を削り、同条第四項中「第二

項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条

第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六

項を第五項とする。

第十七條の見出し中「整備」の下に「及び管理」

を加え、同条中「の整備」の下に「及びその適切

な管理」を加える。

第十九條の二第八項中「(第三十條において

「国際競争力強化施設」という。)」を削る。

第二十九條第一項第一号中「その他」を

「、地域におけるまちづくりの推進を図る活動

の拠点となる施設その他の当該活動の実施に必

要な施設(以下「まちづくり推進活動拠点施設

等」という。)(第四十四條の三第一項に規定する

都市再生整備等協定に記載された同条第八項に

規定する事項に係るもの又は第百十七條の二第

一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載

された同条第二項第七号に掲げる事項に係るも

のに限る。その他」に改める。

第三十條中「(整備計画に記載された第十九條

の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強

化施設を有する建築物の整備に関するものに限

る。)」を削り、「(ついで同号)を「係る同項」に

改め、「同号中」の下に「同じ。』とあるのは「同

じ。』であつて都市再生特別措置法(平成十四年

法律第二十二号)第二十五條に規定する認定事

業であるものと、」を加え、「(という。』並び

に都市再生特別措置法」を「(という。』、同法」

に、「国際競争力強化施設」を「同項の国土交通

省令で定める施設並びに同法第二十九條第一項

第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設

等」に改める。

の二十五第一項」を「第百十八條の二十五第一項

第一号」に改める。

第四章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 都市再生整備等協定

(都市再生整備等協定の締結等)

第四十四條の三 都道府県又は市町村は、都市

再生事業等に係る次に掲げる都市計画の案を

作成しようとする場合において、当該都市再

生事業等の効果を将来にわたつて適切かつ十

分に発揮させるため、当該都市再生事業等

における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及

び適切かつ効率的な管理を図る必要があると

認めるときは、当該公共公益施設の整備及び

管理(当該公共公益施設を利用して行われる

まちづくりの推進を図る活動であつて当該整

備及び管理の効果を増大させるために必要な

ものを含む。』を行うと見込まれる者との間に

おいて、当該公共公益施設の整備及び管理に

関する協定(以下「都市再生整備等協定」とい

う。』を締結することができる。

一 第三十六條第一項の規定による都市再生

特別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八條第一項第一号に規定す

る用途地域又は同項第三号の高度利用地区

に関する都市計画

三 密集市街地整備法第三十一條第一項の規

定による特定防災街区整備地区に関する都

市計画

四 都市計画法第十二條の四第一項第一号の

地区計画であつてその区域の全部に同法第

十二條の五第三項に規定する再開発等促進

区又は同条第四項に規定する開発整備促進

区を定めるものに関する都市計画

五 市街地再開発事業に関する都市計画 六 防災街区整備事業に関する都市計画 七 土地区画整理事業に関する都市計画 八 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画 九 その他政令で定める都市計画	四項並びに第一百七条の三において「道路」という。）であつて、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等（同法第三十三条第二項第四号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。第四十六条第十四項第一号において同じ。）の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（同法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項を記載することができる。	置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項 二 飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であつて、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置又は管理に関する事項	して適当な時期までに、都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあつては、当該市町村都市計画審議会。次項において同じ。）に付議しなければならない。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合にあつては、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。
一 都市再生整備等協定の目的となる公共公益施設（以下この節において「協定施設」という。） 二 協定施設の整備に必要な都市計画（前項各号に掲げるものに限る。）に関する事項 三 協定施設の整備の実施時期 四 次に掲げる事項のうち必要なもの イ 協定施設の整備に関する事項（当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。） ロ 協定施設の管理に関する事項（当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。） ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項 五 都市再生整備等協定に違反した場合の措置 六 都市再生整備等協定の有効期間 七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項 三 前項第四号イに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路（以下この条、第四十四条の五、第四十六条第十項、第十四項第一号及び第十五項、第六十一条の二、第六十二条、第一百七十七条の二第	四 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項に規定する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に協議し、その同意を得なければならない。 五 都道府県は、都市再生整備等協定に第三項に規定する事項（市町村が管理する道路に係るものを除く。）を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。	七 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。 八 第二項第四号ロに掲げる事項には、協定施設の管理に必要なまちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項を記載することができる。 九 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生整備等協定の写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。	（歩行者利便増進道路の指定の特例） 第四十四条の五 第四十四条の第三項に規定する事項が記載された都市再生整備等協定に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路（同項の歩行者利便増進道路をいう。以下同じ。）として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項（同法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定に係る部分に限る。第六十二条第一項において同じ。）の規定は、適用しない。
六 都市再生整備等協定の有効期間 七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項 三 前項第四号イに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路（以下この条、第四十四条の五、第四十六条第十項、第十四項第一号及び第十五項、第六十一条の二、第六十二条、第一百七十七条の二第	六 協定施設に都市公園が含まれる場合には、第二項第四号イ又はロに掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。 一 都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）であつて政令で定めるものの設置都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設	第四十四条の四 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた前条第二項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該都市再生整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案	（都市公園の占用の許可の特例等） 第四十五条 第四十四条の三第六項第一号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申

請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が同号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。 2 第四十四条の三第六項第二号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。 第四十五条の二第一項中「者。」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。次章第四節、第六章第三節第一款及び第七章を除き、以下同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。 ただし、次の各号に掲げる場合において	は、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。 一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権等の目的となつてゐる土地 二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権等の目的となつてゐる土地 三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地 第四十五条の六第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。)の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二に改める。 第四十五条の八第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。	この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。 第四十五条の十三第一項ただし書を次のように改める。 ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。 一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権等の目的となつてゐる土地 二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権等の目的となつてゐる土地 三 都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地 第四十五条の十四第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。 第四十五条の十六第二項第一号中「以下」を「以下この款において」に改める。	第四十五条の二十一第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、第四十五条の十三第一項ただし書の規定を準用する。 第四十六条第一項中「第八十一条第一項」の下に「第六十七条の二第一項」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。 六 第一号の区域のうち、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、居住者、滞在者その他の者が愛着と誇りをもつことのできる良好な市街地の形成に資する建築物の改修その他の地域の自然、歴史、文化その他の特性による地域固有の魅力(以下この条において単に「地域固有の魅力」という。)の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域(以下「固有魅力維持向上区域」という。)を定める場合にあつては、その区域及び地域固有の魅力に関する事項 第四十六条第三項第二号中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に、「第二十五項」を「第二十九項」に、「第二十八項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同号イ中「施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)」を「施設等」に改め、同条第七項中「(昭和二十七年法律第八十号)」を削り、同条第十項中「(同法による道路に
--	---	--	--

令和八年五月二十日 参議院會議録第十四号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

限る。第六十二条において同じ。」を削り、「同法第三十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十一項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、「(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)」を削り、「(都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。))を「公安委員会に改め、同条第十四項第四号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「(第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。))」を削り、同号八中「第六十二条の十二」を「第六十二条の十二第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「(都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同号ロ中「第十六項」を「第十八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。	増進道路等」という。)の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項 第四十六条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 固有魅力維持向上区域 当該固有魅力維持向上区域内の土地に係る土地所有者等に對し、当該固有魅力維持向上区域を周知させること。 第四十六条中第二十八項を第三十二項とし、第二十七項を第三十一項とし、第二十六項を第三十項とし、同条第二十五項中「者」を「(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「者」を「(者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第六十二条の十五第一項」を「第六十二条の十七第	一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第三号イからハまで」を「第十四項第四号イからハまで若しくは第二十四項第二号イ若しくはロ」に改め、同項第二号中「第十四項第三号ロ又はハ」を「第十四項第四号ロ若しくはハ又は第二十四項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。 24 固有魅力維持向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。 一 第二項第二号イ若しくはハに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 固有魅力形成建築物(固有魅力維持向上区域内の建築物であつて、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。)のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物(以下「特定固有魅力形成建築物」という。)の改修及び活用に関する事項 二 第二項第三号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項 イ 固有魅力維持向上区域における路外駐車場配置及び規模の基準 ロ 固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設(第六十二条の十二第二項において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模	三 第二項第三号に掲げる事項 第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、都市再生推進法人に對し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに關する事項 四 第二項第四号に掲げる事項 固有魅力維持向上区域のうち、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地(以下「固有魅力形成建築物等」という。)の整備及び管理の状況その他の状況からみて、当該固有魅力維持向上区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))。第三十二項第二号において「土地所有者等」という。)による固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理(当該固有魅力形成建築物等を活用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域並びに当該固有魅力
---	---	---	---

形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項

25 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定固有魅力形成建築物の所有者に協議し、その同意を得なければならない。

第四十六条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項各号中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項各号列記以外の部分中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第一号」を「第十四項第二号」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第二号中「第十四項第二号イ」を「第十四項第三号イ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第三号中「第十五項」を「第十七項」に、「第十四項第二号ロ」を「第十四項第三号ロ」に、「供しようとする」を「供する」に改め、同項第四号中「第十五項」を「第十七項」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第二号ロ」を「第十四項第三号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「前項第二号ロ」を「第十四項第三号ロ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号イに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者及び公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

16 市町村は、都市再生整備計画に第十四項第一号ロに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該歩行者利便増進道路等の道路管理者に協議し、その同意を得るとともに、当該歩行者利便増進道路等の区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

第五章第一節に次の一条を加える。

(特定固有魅力形成建築物の増築等の届出等)

第四十六条の九 都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、当該固有魅力維持向上区域に係る特定固有魅力形成建築物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者の申出があつた場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該特定固有魅力形成建築物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

5 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

行為が当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者の申出があつた場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該特定固有魅力形成建築物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

5 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第二十八項後段(同条第二十九項)」を「第四十六条第三十二項後段(同条第三十三項)」に、「同条第二十八項

第二号」を「同条第三十二項第三号」に改める。

第五章第三節第四款の款名中「特例」を「特例等」に改める。

第六十二条に見出しとして「(道路の占用の許可基準の特例)」を付し、同条第五項中「都市再生特別措置法」の下に「平成十四年法律第二十二号」を加え、第五章第三節第四款中同条を第六十一条の二とし、同款に次の一条を加える。

(歩行者利便増進道路の指定の特例等)

第六十二条 第四十六条第十四項第一号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項の規定は、適用しない。

2 第四十六条第十四項第一号ロに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第三十二項前段(同条第三十三項)において準用する場合を含む。)の規定により公表されたとき(当該事項が同号イに掲げる事項としてその整備に関する事項が記載された道路の区域に係るものである場合にあっては、前項の規定により道路管理者が当該道路を歩行者利便増進道路として指定したとき)は、道路管理者は、遅滞なく、道路法第三十三条第二項第四号の規定により当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域(同号に規定する利便増進誘導区域をいう。以下同じ。)として指定するものとする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

第六十二条の二第一項中「同条第十四項第一

号」を「同条第十四項第二号」に、「同条第二十八項前段(同条第二十九項)を「同条第三十二項前段(同条第三十三項)」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「第十四項第一号の」を「第十四項第二号の」に改め、同条第二項中「第四十六条第十四項第二号イ」を「第四十六条第十四項第三号イ」に、「同条第二十八項前段(同条第二十九項)において準用する場合を含む。」を「同条第三十二項前段」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改める。

第六十二条の五第一項中「第百十九条第七号」を「第百十九条第八号」に改める。

第六十二条の七第一項中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改め、同条第二項中「第四十六条第十四項第二号ロ(2)」を「第四十六条第十四項第三号ロ(2)」に改める。

第六十二条の九第一項中「路外駐車場配置等基準」を「第四十六条第十四項第四号イの基準(第三項において「路外駐車場配置等基準」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、固有魅力維持向上区域内について準用する。この場合において、第一項中「第四十六条第十四項第四号イ」とあるのは、「第四十六条第二十四項第二号イ」と読み替えるものとする。

第六十二条の十二中「同条第十四項第三号ハ」を「同条第十四項第四号ハ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都市再生整備計画に固有魅力維持向上区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)に

ついて集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の固有魅力維持向上区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域をいう。以下同じ。)」の区域内にと、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同条第二十四項第二号ロに規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。)」内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の固有魅力維持向上区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の固有魅力維持向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内の」とする。

第六十二条の十三中「第四十六条第十四項第

四号」を「第四十六条第十四項第五号」に改め、「において、」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第三号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第六十二条の十四に見出しとして「滞在快適性等向上区域内における景観計画の策定等の提案」を付する。

第五章第三節第十款の款名中「認定を」作成等の提案及び認定」に改める。

第六十二条の十五に見出しとして「歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例」を付し、同条第一項中「第四十六条第二十三項」を「第四十六条第二十七項」に改め、「地域歴史的風致法第五条第一項の規定による」を削り、「同条第二項第三号ロ」を「地域歴史的風致法第五条第二項第三号ロ」に改め、第五章第三節第十款中同条を第六十二条の十七とし、同条の前に次の一条を加える。

(固有魅力維持向上区域内における歴史的風致維持向上計画の作成等の提案)

第六十二条の十六 都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められた場合において、当該固有魅力維持向上区域が地域歴史的風致法第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するとき(同号イ、ロ又はホに規定する土地にあつては、同号イ、ロ又はホに規定する建造物が当該固有魅力維持向上区域内に存する場合に限る。)は、第百十八条第

一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画(地域歴史的風致法第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画をいう。以下同じ。の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2 地域歴史的風致法第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同条第二項中「当該計画提案」とあるのは、「第二項第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第五章第三節第九款に次の一条を加える。

(固有魅力維持向上区域内における景観計画の策定等の提案)

第六十二条の十五 都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められたときは、第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、景観法第七条第一項に規定する景観行政団体に對し、当該固有魅力維持向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 景観法第十一条第三項及び第十二条から第

十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。 第七十一条第一項第一号中「公共施設等」の下に「まちづくり推進活動拠点施設等(第百七十七条の二第二項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。)」を加える。 第七十一条の二中「第七十一条第一項第一号に規定する」の下に「まちづくり推進活動拠点施設等並びに」を加える。 第七十二条第二項中「第百七十七条第五項」を「第百七十七条第七項」に改める。 第五章第四節の次に次の一節を加える。 第四節の二 固有魅力維持向上協定 第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第四号に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計	画施設の管理者を除く。)は、その全員の合意により、固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する協定(以下この条において「固有魅力維持向上協定」という。)を締結することができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。 2 固有魅力維持向上協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 固有魅力維持向上協定の目的となる土地の区域及び固有魅力形成建築物等の位置 二 前号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理の方法 三 第一号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法 四 固有魅力維持向上協定を変更し、又は廃止する場合の手続 五 固有魅力維持向上協定の有効期間 六 固有魅力維持向上協定に違反した場合の措置 七 その他必要な事項 3 前章第七節(第四十五条の二第一項及び第二項を除く。)の規定は、固有魅力維持向上協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第七十二条の二第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項中「協定区域」とあるのは「協定区域(第七十二条の二第二項第一号に規定する土地の区域をいう。以下この節において同じ。)」と、「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成	建築物等(第四十六条第二十四項第四号に規定する固有魅力形成建築物等をいう。以下この節において同じ。))の一体的な整備又は管理(同号に規定する固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理をいう。以下この節において同じ。)」と、「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等(第七十二条の二第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。)」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第七十二条の二第二項各号」と、同項第四号中「当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十二条の二第二項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理」と読み替えるものとする。 第七十三条第一項中「第四十六条第二十四項」を「第四十六条第二十八項」に、「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書	を「第四十六条第二十八項」に、「第七十三条第一項本文」を「第七十三条第一項」に改める。 第七十四条第一項中「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に、「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含む、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改める。 第七十五条第二号及び第八十条の二中「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に改める。 第八十条の三第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改め、同条第三項第一号中「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改める。 第八十条の八の見出し及び同条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第八十一条第一項中「都市計画区域」の下に「(以下この条において単に「都市計画区域」という。)」を加え、同条第二項第五号中「誘導施設」の下に「(次号に掲げる事項として第六項に規定する事項を記載する場合にあつては、誘導施設及び同項に規定する特定業務施設等。第十四項において同じ。)」を加え、同条第四項中「市町村は、(の下に)前項の規定により」を加え、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項及び第二十七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第八十四条」の下に「及び第九条」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の四項を加える。
--	--	--	--

令和八年五月二十日 参議院會議録第十四号 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

27 市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

28 都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、前項の意見を述べるものとする。

29 都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力その他の援助を行うものとする。

30 都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

第八十一条第二十一項中「第九項を」を「第十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。)」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を第二十二項とし、第十三項から第十七項までを四項ずつ繰り下げ、第十二項を第十三項とし、同項の次に次の三項を加える。

14 第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域内の区域における防災指針に即した誘導施設を有する建築物の整備に関する事業の施行に関連して必要となる防災施設(大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るために必要な退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給

施設その他の施設をいう。以下同じ。)の整備に関する事業に関する事項又は防災施設の適切な管理のために必要な事項を記載することができる。

15 前項に規定する事項には、市町村が実施する事業又は管理に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係るものを記載することができ

16 市町村は、前項の規定により立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。

第八十一条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設(当該特定都市計画施設の管理者を除く。))」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき特定業務施設等(業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であつて、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄

与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。)及び必要な土地の確保その他の当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を記載することができる。

第八十二条中「同条第二十三項 同条第二十四項」を「同条第三十一項 同条第三十二項」に改める。

第八十三条第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十一条第二十三項(同条第二十四項)」を「第八十一条第三十一項(同条第三十二項)」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第四項中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十二項」に改める。

第八十七条の三第一項中「第八十一条第十二項」を「第八十一条第十三項」に改める。

第九十四条の二第二項中「第九十九条第一項において」を「以下」に改める。

第九十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「を有する」を「又は当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する」に改め、同条第三項第二号中「誘導施設」の下に「又は特定業務施設等」を加える。

第一百三十三条第一項中「及び第七十一条第一項」を「第七十一条第一項及び第七十八条第一項」に改め、同項第一号中「公共施設等」の下に「、まちづくり推進活動拠点施設等(第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。)」を加える。

第百四条中「(誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)」を削り、「ついでに同

号」を「係る同項」に改め、「同号中」の下に「同じ。」「とあるのは「同じ。」「であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十九条に規定する認定誘導事業であるもの」と、「を加え、「一」という。並びに都市再生特別措置法第百三条第一項第一号を「二」という。)、同法第百三条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等並びに同号」に改める。

第百六条中「第六十二条の九」を「第六十二条の九第一項から第四項まで」に改める。

第百七条中「第八十一条第六項第一号」を「第八十一条第七項第一号」に改める。

第六章第三節第六款中第百九条を第百八条の三とする。

第六章第三節に次の二款を加える。

第七款 特定業務施設等誘導地区 第百八条の四 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域(都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域に限る。)については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができる。

2 特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八條第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度

二 当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあつては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度

三 当該地区における特定業務施設等を有する建築物の集積を促進するため必要な場合にあつては、制限すべき特定の建築物等の用途の概要 四 当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあつては、建築物の高さの最高限度 第八款 防災施設管理協定 (防災施設管理協定の締結等) 第百八条の五 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、立地適正化計画に記載された第八十一条第十四項に規定する事項に係る防災施設(以下「計画防災施設」という。)が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等(当該計画防災施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。))を有する者をいう。以下同じ。との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、整備が予定されており、又は整備中である計画防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等にならうとする者(当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする者)又は当該土地の使用及び収益を目的とする者(当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする者)を含む。以下「予定防災施設所有者等」という。との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。 前二項の規定による協定(以下「防災施設管理協定」という。))については、第一項の計画防災施設にあつては防災施設所有者等の全員の、前項の計画防災施設にあつては予定防災施設所有者等の全員の合意がなければならない。 (防災施設管理協定の内容) 第百八条の六 防災施設管理協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 - 一 防災施設管理協定の目的となる計画防災施設(以下「協定防災施設」という。) - 二 協定防災施設の方法に関する事項 - 三 防災施設管理協定の有効期間 - 四 防災施設管理協定に違反した場合の措置 防災施設管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 - 一 協定施設(協定防災施設又はその属する施設をいう。以下この節において同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。 - 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (防災施設管理協定の縦覧等) 第百八条の七 市町村は、防災施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該防災施設管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該防災施設管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。 (防災施設管理協定の公告等) 第百八条の八 市町村は、防災施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該防災施設管理協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。 (防災施設管理協定の変更) 第百八条の九 第百八条の五第三項、第百八条の六第二項及び前二条の規定は、防災施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第百八条の五第三項中「予定防災施設所有者等」とあるのは、「予定防災施設所有者等(施設の整備後にあつては、防災施設所有者等)」と読み替えるものとする。 (防災施設管理協定の効力) 第百八条の十 第百八条の八(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた防災施設管理協定は、その公告のあつた後において当該協定施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となつた者に対しては、その効力があるものとする。 第百九条の二第一項中「第八十一条第九項」を「第八十一条第十項」に改め、同条第二項中「記載しようとする」を「記載する」に改める。 第百九条の三中「第八十一条第二十三項(同条第二十四項)」を「第八十一条第三十一項(同条第三十二項)」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。 第六章中第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。 第三節の二 立地適正化施設整備等協定の締結等 定 第百八条の十一 市町村は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における住宅若しくは当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設の整備に関する事業若しくは立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における当該都市機能誘導区域に係る誘導施設若しくは特定業務施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設等の整備に関する事業(以下この項において「立地適正化施設整備事業」という。)を行うたために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたつて適切かつ十分に發揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切なかつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理(当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む。))を行うと見込まれる者との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「立地適正化施設整備等協定」という。))を締結することができる。 - 一 立地適正化施設整備等協定の目的となる公共公益施設(以下この項において「協定施設」という。))	三 当該地区における特定業務施設等を有する建築物の集積を促進するため必要な場合にあつては、制限すべき特定の建築物等の用途の概要 四 当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあつては、建築物の高さの最高限度 第八款 防災施設管理協定 (防災施設管理協定の締結等) 第百八条の五 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、立地適正化計画に記載された第八十一条第十四項に規定する事項に係る防災施設(以下「計画防災施設」という。)が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等(当該計画防災施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。))を有する者をいう。以下同じ。との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、整備が予定されており、又は整備中である計画防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等にならうとする者(当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする者)又は当該土地の使用及び収益を目的とする者(当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする者)を含む。以下「予定防災施設所有者等」という。との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。 前二項の規定による協定(以下「防災施設管理協定」という。))については、第一項の計画防災施設にあつては防災施設所有者等の全員の、前項の計画防災施設にあつては予定防災施設所有者等の全員の合意がなければならない。 (防災施設管理協定の内容) 第百八条の六 防災施設管理協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 - 一 防災施設管理協定の目的となる計画防災施設(以下「協定防災施設」という。) - 二 協定防災施設の方法に関する事項 - 三 防災施設管理協定の有効期間 - 四 防災施設管理協定に違反した場合の措置 防災施設管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 - 一 協定施設(協定防災施設又はその属する施設をいう。以下この節において同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。 - 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (防災施設管理協定の縦覧等) 第百八条の七 市町村は、防災施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該防災施設管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該防災施設管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。 (防災施設管理協定の公告等) 第百八条の八 市町村は、防災施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該防災施設管理協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。 (防災施設管理協定の変更) 第百八条の九 第百八条の五第三項、第百八条の六第二項及び前二条の規定は、防災施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第百八条の五第三項中「予定防災施設所有者等」とあるのは、「予定防災施設所有者等(施設の整備後にあつては、防災施設所有者等)」と読み替えるものとする。 (防災施設管理協定の効力) 第百八条の十 第百八条の八(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた防災施設管理協定は、その公告のあつた後において当該協定施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となつた者に対しては、その効力があるものとする。 第百九条の二第一項中「第八十一条第九項」を「第八十一条第十項」に改め、同条第二項中「記載しようとする」を「記載する」に改める。 第百九条の三中「第八十一条第二十三項(同条第二十四項)」を「第八十一条第三十一項(同条第三十二項)」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。 第六章中第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。 第三節の二 立地適正化施設整備等協定の締結等 定 第百八条の十一 市町村は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における住宅若しくは当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設の整備に関する事業若しくは立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における当該都市機能誘導区域に係る誘導施設若しくは特定業務施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設等の整備に関する事業(以下この項において「立地適正化施設整備事業」という。)を行うたために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたつて適切かつ十分に發揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切なかつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理(当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む。))を行うと見込まれる者との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「立地適正化施設整備等協定」という。))を締結することができる。 - 一 立地適正化施設整備等協定の目的となる公共公益施設(以下この項において「協定施設」という。))
--	--

二 協定施設の整備に必要な都市計画に関する事項 三 協定施設の整備の実施時期 四 次に掲げる事項のうち必要なもの イ 協定施設の整備に関する事項(当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。) ロ 協定施設の管理に関する事項(当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。) ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項 五 立地適正化施設整備等協定に違反した場合の措置 六 立地適正化施設整備等協定の有効期間 七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項 2 市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該立地適正化施設整備等協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。 3 前項の規定は、立地適正化施設整備等協定において定めた事項を変更した場合について準用する。 (立地適正化施設整備等協定に従った都市計画の案の作成等) 第百九条 市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた前条第一項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該立地適正化施設整備等協定において	て定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、市町村都市計画審議会に付議しなければならない。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合にあつては、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。 2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該立地適正化施設整備等協定の写しを提出しなければならない。 第百九条の四第一項中「第八十一条第十項を「第八十一条第十一項」に、「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。 第百九条の四第三項中「第八十一条第十項を「第八十一条第十一項」に改める。 第百九条の七第三項第一号中「第八十一条第十三項」を「第八十一条第十七項」に改める。 第百九条の十四第一項中「第八十一条第十四項」を「第八十一条第十八項」に改める。 第百九条の十五第三項第一号中「第八十一条第十五項」を「第八十一条第十九項」に改める。 第百十条第一項中「第八十一条第十六項」を「第八十一条第二十項」に改める。 第百十一条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項第一号中「第	八十一条第十六項」を「第八十一条第二十項」に改める。 第百十六条の見出し及び同条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第百七条に見出しとして「(市町村都市再生協議会)」を付し、同条第一項中「管理並びに」を「管理」に、「実施に」を「実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に」に改め、「この条において」を削り、同項第二号中「次条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同項第五号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設等の管理、立地適正化計画及びその実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に關し密接な関係を有するものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等 第百十七条第二項第二号中「の整備に」を「若しくは特定業務施設等の整備に」に、「次項」を「第五項」に改め、同項第四号中「管理又は」を「管理」に、「実施に」を「実施又は次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「管理者及び」を「管理者」に、「者」を「者及び次条第二項第三号に規定するまちづくり推進活動の実施主体に」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。 3 第一項第二号から第七号までに掲げる者	は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができる。 4 前項の規定による要請を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。 第七章に次の五条を加える。 (まちづくり推進活動計画) 第百十七条の二 市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げるまちづくりの推進を図る活動(以下「まちづくり推進活動」という。)に関する計画(以下「まちづくり推進活動計画」という。)を作成することができる。 一 居住者、来訪者又は滞在者の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理に関する活動 二 滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動 まちづくり推進活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 まちづくり推進活動を実施する区域 二 まちづくり推進活動に関する基本的な方針 三 まちづくり推進活動の内容及びその実施主体に関する事項 四 まちづくり推進活動に要する費用の負担の方法 五 まちづくり推進活動のために講ずべき措置に関する事項 六 まちづくり推進活動における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項
--	--	--	--

七 まちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項 八 計画期間 九 その他まちづくり推進活動の実施のために必要な事項 三 まちづくり推進活動計画は、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成するものとする。 四 関係する道路管理者及び公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができる。 五 関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、利便増進誘導区域の指定に関する事項(道路法第四十八条の二十一の技術的基準を満たす歩行者利便増進道路の区域に係るものに限る。)を記載することができる。 六 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 七 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に第五項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 八 関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。 一 都市公園における自転車駐車場、観光案	内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項 二 飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、第二項第一号の区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流若しくは滞在の拠点となるもの又は当該都市公園の円滑な管理の実施に資するものの設置又は管理に関する事項 九 関係する公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設(第百十七条の五において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模を記載することができる。 十 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項の事項を記載するときは、あらかじめ、都道府県知事(駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。)に協議しなければならない。 十一 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 十二 第二項から前項までの規定は、まちづくり推進活動計画の変更について準用する。 (歩行者利便増進道路の指定の特例等)	第百十七条の三 前条第四項に規定する事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日(当該事項に係る道路についての道路法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定があつたものとみなす。 二 前条第五項に規定する事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日(当該事項に係る道路についての道路法第三十三条第二項第四号の規定による利便増進誘導区域の指定があつたものとみなす。 (都市公園の占用の許可の特例等) 第百十七条の四 第百十七条の二第八項第一号に掲げる事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表された日から二年以内に当該まちづくり推進活動計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が同号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。 二 第百十七条の二第八項第二号に掲げる事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表された日から二年以内に当該まちづくり推進活動計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。	(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例) 第百十七条の五 まちづくり推進活動計画に第百十七条の二第二項第一号の区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)について集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載された場合における同法第二十条第一項及び第二項並びに第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内のまちづくり推進活動を実施する区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第百十七条の二第二項第一号に規定するまちづくり推進活動を実施する区域をいう。以下同じ。)内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第二項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同条第九項に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。)内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区
--	--	---	---

内」とあるのは「前条第一項又は第二項のまちづくり推進活動を実施する区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「まちづくり推進活動を実施する区域内の」とする。

(まちづくり推進活動計画の評価等)

第百十七条の六 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該まちづくり推進活動計画の区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくり推進活動の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、まちづくり推進活動計画を変更するものとする。

第百十九条中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「第九号まで」を「第十号まで又は前号」に改め、同号イ中「管理」の下に「に関する活動」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 まちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行うこと。

第百十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 固有魅力形成建築物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員)との契約に基づき、当該固有魅力形成建築物の整備又は管理を行うこと。

第百二十九条第一号中「規定を」の下に「同条第五項及び」を加える。

第百三十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を

「とき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十六条の九第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

附則第三条中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定用途誘導地区」を「特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区」に、「第六十条の三」を「第六十条の四」に改める。

第二条第二十一号中「特定用途誘導地区」の下に「特定業務施設等誘導地区」を加える。

第三条第三項第二号中「第五十二条第一項第八号」を「第五十二条第一項第九号」に改め、「第五十条まで」の下に「第六十条の四第三項を加える。

第五十条中「又は特定用途誘導地区」を「特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

第五十二条第一項第一号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項第二号中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「第七号まで」を「第八号まで」に改め、同項第三号及び第四号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項第五号中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、同項第七号中「建築物」の下に「次号に掲げる建築物を除く。」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 特定業務施設等誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

第五十二条第八項中「供するもの及び」を「供するもの」に、「ものを除く」を「もの及び特定業務施設等誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く」に改める。

第五十七条の二第三項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十条第三項中「まで並びに」を「まで」、「第二項」を「第二項並びに第六十条の四第一項及び第二項」に改める。

第三章第四節の二の節名中「及び特定用途誘導地区」を「特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区」に改める。

第六十条の二第五項中「及び第六十条の三第二項」を「第六十条の三第二項及び第六十条の四第二項」に改める。

第三章第四節の二に次の一条を加える。

(特定業務施設等誘導地区)

第六十条の四 特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた数値

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の高さは、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

3 特定業務施設等誘導地区内においては、第四十八条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

4 特定業務施設等誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第二項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第六十九条中「者。」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この条において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改める。

第七十条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該建築協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)に借地権の目的となつて土地がある場合 当該借地権の目的となつて土地

二 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に

対応する従前の土地に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつて土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権の目的となつて土地

三 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第七十四条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は建築協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該建築協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。の)全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項を」第九十条の二に改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権の目的となつて土地がある場合 当該借地権の目的となつて土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土

地の区域内に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつて土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権の目的となつて土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第八十六条第一項中「第六十条の三第一項」の下に、「第六十条の四第一項」を加える。

第八十六条の三中「又は第六十条の三第一項」を「第六十条の三第一項又は第六十条の四第一項」に改める。

第八十六条の七第一項中「第六十一条」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十一条」に改める。

第八十七条第二項中「第六十条の三第三項」の下に、「第六十条の四第三項及び第四項」を加え、同条第三項中「第五十条まで」の下に、「第六十条の四第三項」を加える。

第八十八条第二項中「第六十条の三第三項」の下に、「第六十条の四第三項及び第四項」を加える。

第九十七条の五第二項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第一百一条第一項第三号中「第六十七条第三項」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十七條第三項」に改める。

第一百七条を次のように改める。

第一百七条 第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項若しくは第四十三条の二(これらの規定を第八十七条第二項において準用す

る場合を含む。)、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十条の四第三項若しくは第六十八条の二第二項(これらの規定を第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八条の九第一項(第八十七条第二項において準用する場合を含む。))又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に對し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

(土地区画整理法の一部改正)

第三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「第二条の二第二項第四号」を「第二条の二第二項第五号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 施行地区内の土地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定める都市計画施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。)の区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該施行地区内の土地の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)に当該都市計画施設が存するよう定めることができる。

第七十八条第一項中「第一百四十四条第十一項」を「第一百四十四条第十二項」に改める。

第八十九条の四の次に次の一条を加える。

(施行地区内の都市計画施設に関する権利の特例)

第八十九条の五 第六十八条第八項(第六十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八

条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定により事業計画において施行地区内の土地の上の空間又は地下に都市計画施設が存するように定められた場合において、当該土地について権利を有する者及び換地計画において当該土地について権利を有すること定められるべき者の全ての同意を得たときは、換地計画において、当該都市計画施設の管理者その他の者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。)として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項において同じ。が当該土地について有する当該都市計画施設に関する権利は、第百三条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の土地の上に存するものとして定めることができる。

第九十条の次に次の一条を加える。
(所有者の同意により土地の共有持分を与える場合)

第九十条の二 宅地の所有者の申出又は同意があつた場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないで、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができる。ただし、当該申出又は同意に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ権利(地役権を除く。)が存する場合においては、この限りでない。

第九十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第九十四条中「第九十一条第三項」を「第九十

条の二に改める。

第九十五条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は都市再生特別措置法第四十六条第二十四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物、景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項に規定する景観重要建造物若しくは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物でその性質上これを移転することが適当でないもの」を加える。

第九十八条第一項中「できる権利」の下に「(第六十八条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設の管理者が当該都市計画施設の存する宅地について有する当該都市計画施設に関する権利を除く。)」を加える。

第九十九条第一項中「者」を「(従前の宅地の上の空間又は地下に第六十八条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同条第三項中「者」を「(仮換地の上の空間又は地下に第六十八条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。)」に改める。

第百四条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「因り」を「より」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第八十九条の五の規定により換地計画において従前の土地の上に存するものとして定められた権利は、第一項及び第二項の規定にか

かわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

第百五条第三項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する」及び「(以下単に「第一号法定受託事務」という。)」を削る。

第百八条第一項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同条第二項中「第百四条第七項前段」を「第百四条第八項前段」に改める。

第百十條第一項中「第百四条第八項」を「第百四条第九項」に改める。

第百十五條中「土地区画整理事業」を「地役権者は、土地区画整理事業に、「因り」を「より」に、「地役権者」を「場合又は換地計画により従前と同一の利益を受けることができなくなる」とが見込まれる場合」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改める。

第百三十三條の見出しを「(書類の送付等)」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができる、若しくはその者」を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることができないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

土地区画整理事業の施行に関する書類の送付に關して必要な事項は、政令で定める。

第百三十三條の次に次の一条を加える。

(命令等の請求)
第百三十三條の二 施行者は、施行地区内の所

有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。)について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に對し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に對し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第百三十六條の四第一項第二号イ及び第二項第三号中「第百三十三條第二項」を「第百三十三條第三項」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人(いずれも政令で定める要件に該当するものに限る。)」を削り、「に規定する事業を」、「第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務」に改める。

第二条第九項中「又は第九項」を削り、「十年(四年以内)を二十年(五年以内)」に改め、同条に次の一項を加える。

12 前条第九項の規定による貸付金の償還期間は、十年(四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。	定業務施設等誘導地区をいい、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三条において同じ。)の区域	積との合計の三分の二以上となる場合に限り、(を得ることにより当該要請をすることができ、その旨の裁判をすることができ。	得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。
第五條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。	第三條第一号及び第二号二中「特定用途誘導地区」の下に、「特定業務施設等誘導地区」を加える。	第七條の四第一項中「又は同法」を、「同法」に、「に該当する」を「若しくは第六十條の四第一項第二号若しくは第三号に該当する」に改める。	第十四條の次に次の一条を加える。
第八條第一項第四号の二中「又は同法第百九條第一項」を、「同法第百八條の三第一項」に改め、「特定用途誘導地区」の下に「又は同法第百八條の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区」を加え、同条第四項中「特定用途誘導地区」の下に、「特定業務施設等誘導地区」を加える。	第五條の次に次の一条を加える。	第七條の八中「第三号若しくは」を「第三号、」に、「に該当する」を「若しくは第六十條の四第一項第二号若しくは第三号に該当する」に改める。	第十四條の二 裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等があるときは、一般所有者等であつて第十一條第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれ三分の二以上当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合に於ては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上)の同意(同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限り、)を得ることにより第十一條第一項又は第二項の規定による認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができる。
第三十三條第一項第一号イ中「特定用途誘導地区」の下に、「特定業務施設等誘導地区」を加え、「若しくは第六十條の三第三項」を、「第六十條の三第三項若しくは第六十條の四第三項若しくは第四項」に改める。	第五條の二 第一種市街地再開発事業に関する都市計画においては、第七十五條第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないとき認められる特別な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第百九條の二第三項に規定する)を有する者(以下「所在等不明所有者等」という。)を除く。が設定されないものとして権利変換計画を定める旨を定めることができる。	第十四條第一項中「する者」の下に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	第十五條第一項中「前条第一項」を「第十四條第一項若しくは第二項又は前条」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を、「第十四條」の下に「及び第十四條の二」を加える。
第七十五條の十中「第四十六條第二十六項」を「第四十六條第三十項」に改める。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第二條 第十一條第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者(計画提案を踏まえた都市計画(都市計画法第二十一條の三に規定する計画提案を踏まえた都市計画をいう。第五十條の四第二項において同じ。))に定められた第一種市街地再開発事業(第五條の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。))の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に限り、(は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を	得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。
第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。
第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。
第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。
第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。
第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。
第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。	第六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「特別決議事項(二)を」組合(次項に規定するものを除く。)の特別決議事項(二)に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十四条第二項の同意を得て設立された組合の特別決議事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。この場合においては、同意者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計(第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積)が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二(第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二)以上でなければならぬ。

第五十条の四第一項中「する者」の下に「次項に規定する者を除く。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十条の二第二項の規定による認可を申請しようとする者(計画提案を踏まえた都市計画に定められた市街地再開発事業(第一種市街地再開発事業にあつては、第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。)の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行しようとする者に限る。)は、規程及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分

の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第五十条の四の次に次の一条を加える。

(所在等不明所有者等の除外)

第五十条の四の二 裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、第五十条の二第二項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上(当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等)の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ることにより第五十条の二第二項の規定による認可の申請をすることができる。

第五十条の五第一項中「前条第一項」を「第五十条の四第一項若しくは第二項又は前条」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を、「第五十条の四」の下に「及び第五十条の四の二」を加える。

第五十条の九第二項中「、第七条の九第三項及び」を「、第七条の九第三項並びに」に改め、「第五十条の四第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七十条の二第二項第二号中「又は第六十条の三第一項第三号」を「第六十条の三第一項第三号又は第六十条の四第一項第三号」に改め、同号に次のように加える。

ホ 都市再生特別措置法第四十六条第二項第四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物

ヘ 景観法(平成十六年法律第百十号)第十条第一項に規定する景観重要建築物

ト 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建築物

第七十二条第三項中「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第九十九条の二第三項中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第二百二条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられることとなる者と当該施設建築物の一部について第七十七条第五項本文の規定により賃借権が与えられることとなる者は、権利変換計画が定められる前においても、相

互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第三章第二節第五款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百九条の二の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める)」を「次の各号に掲げる」に、「道路」を「(第二号の第一種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。に)それぞれ当該各号に定める施設(以下この条及び第百十八条の二十五において「特定施設」という。)」に、「道路」を「特定施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業 道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設(道路を除く。)

第百九条の二第二項中「道路」を「特定施設

を「に」、「道路が」を「特定施設が」に、「一個の施設建築物の敷地の道路部分」を「一個の施設建築物の敷地の特定施設部分」に改め、同条第三項中「道路を」を「特定施設を」に、「道路が」を「特定施設が」に、「施設建築物敷地の道路部分」を「施設建築物敷地の特定施設部分」に、「道路の」を「特定施設の」に改め、同条第四項中「の道路に」を「の道路その他政令で定める公共施設(以下この項において「道路等」という。)に」、「新たな道路を」を「新たな特定施設に」、「道路の」を「道路等の」に、「道路を」を「特定施設を」に改め、同条第五項中「道路を」を「特定施設に」改め、同条第七項中「施設建築物敷地の道路部分」を「施設建築物敷地の特定施設部分」に、「道路の」を「特定施設の」に改める。

第百九条の三を削る。

第百十条第一項中「、第百九条の二第二項後段」を削る。

第百十条の二第一項中「、第百九条の三第二項後段」を削る。

第百十一条中「施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でない」と認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築物敷地に地上権(第百九条の二第三項及び第百九条の三第三項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。

このを「前二項の」に改め、同条の表第四十条第一項、第七十三条第一項第二十号及び第二十一号並びに第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第百二条第一項、第百三条の見出し、第百八条の見出し、同条第一項の項中「第百二条第一項」の下に「及

び第二項」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でない」と認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築物敷地に地上権(第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。

2 施行者は、都市計画に定められた第一種市街地再開発事業(第五条の二の規定により施設建築物敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められたものに限る。)の施行区域において第一種市街地再開発事業を施行するとき(第百十条第一項前段に規定する場合及び第百十条の二第一項前段に規定する場合を除く。)は、第七十五条第二項の規定にかかわらず、施設建築物敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めなければならない。

第百十八条の六第二項中「再開発会社」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五十条の四第二項の同意を得て第五十条の二第一項の規定による認可を受けた再開発会社は、第一項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施行地区内

の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者の三分の二以上は、同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第百十八条の十の表第八十六条第一項の項中「第百十八条の六第四項を」第百十八条の六第五項に改める。

第百十八条の二十二第二項中「第百二条第二項から第七項まで」を「第百二条第三項から第八項まで」に、「前項」を「前二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について第百十八条の八の規定により賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第四章第一節第三款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百十八条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)」内における第二種市街地再開発事業そ

の他政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「に」道路を「(第二号の第二種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)」にそれぞれ当該各号に定める特定施設に、「道路が」を「特定施設が」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業 道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設(道路を除く。)

第百十八条の二十五第二項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第三項中「施設建築物敷地の道路部分」を「施設建築物敷地の特定施設部分」に、「道路に」を「特定施設に」に、「道路の」を「特定施設の」に改める。

第百十八条の二十五の二を削る。

第百十八条の二十五の三第一項中「第百十八条の二十五第二項」を「前条第二項」に改め、「前条第二項において準用する第百九条の三第二項後段」を削り、同条第三項の表第百十八条の二十一第二項の項中「第百十八条の二十五の三第二項」を「第百十八条の二十五の二第二項」に改め、第四章第一節第四款中同条を第百十八条の二十五の二とする。

運営に関し必要な事項は、広域協議会が定める。 第八条第二項第四号中ホをへとし、ロから二までをハからホまでとし、イの次に次のように加える。 ロ 人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物(これと一体となって景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の老朽化等により良好な景観が損なわれている区域(景観計画区域内にあるものに限る。)において、所有者に代わって行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景観を再生する事業(以下「景観再生事業」という。)の実施に関する事項	第九条第四項中「前条第二項第四号ロ又はハ」を「前条第二項第四号ハ又は二」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第五項中「前条第二項第四号ホ」を「前条第二項第四号へ」に改め、「あらかじめ」を削る。 第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第四号ロ又はハ」を「第八条第二項第四号ハ又は二」に改める。 第十五条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第十六条第七項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号へ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第八条第二項第四号ハ(一)」を「第八条第二項第四号二(一)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 四 第四十六条の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為 第十六条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一号を加える。 七 市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。 第十九条第一項中「これと一体となって良好	な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。」を削る。 第二十条第二項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「この節及び第五節」を「この章」に改める。 第二十一条第一項、第二十九条第二項及び第三十条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第三十六条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、「あらかじめ」を削る。 第四十六条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第二章第三節の次に次の一節を加える。 第三節の二 再生協定 第四十六条の二 景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められている場合においては、同条第五項第二号の事業実施方針に即して、建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員)と次に掲げる事項を定めた協定(以下この条及び第九十三条の二において「再生協定」という。)を締結して、景観再生事業を実施することができる。 一 再生協定の目的となる建造物(第三項第一号において「再生協定建造物」という。) 二 景観再生事業の実施に関する事項 三 再生協定を廃止することができる事由及び廃止する場合の手続 四 再生協定の有効期間 五 再生協定に違反した場合の措置 二 再生協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産(地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、前項の景観整備推進法人を指定した景観行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三条の二において同じ。)を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。	め、普通財産(地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、前項の景観整備推進法人を指定した景観行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三条の二において同じ。)を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。 三 再生協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 再生協定建造物の利用を不当に制限するものでないこと。 二 第一項第二号から第五号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 四 景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 五 前節第三款第三十六条及び第四十二条を除く。の規定は、再生協定について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「前条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、第三十八条中「第三十六条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、同条第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十六条の二第三項各号」と、第四十条中「第三十六条第二項及び第三項」とあるのは「第四十六条の二第三項及び第四項」と、第四十一条中「協定建造物又は協定樹木」とあるのは「第四十六条の二第一項第一号に規定する再生協定建造物」と読み替えるものとする。
---	---	---	---

第四十七条中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第四十九条中「第八条第二項第四号ハ(1)」を

「第八条第二項第四号二(1)」に、「同条第二項第四号ハ(1)」を「同条第二項第四号二(1)」に改める。

第五十条中「第八条第二項第四号ハ(2)」を「第八条第二項第四号二(2)」に、「同号ハ(2)」を「同号二(2)」に改める。

第五十一条第一項中「第八条第二項第四号ハ(3)」を「第八条第二項第四号二(3)」に、「同号ハ(3)」を「同号二(3)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ(3)」を「第八条第二項第四号二(3)」に、「同条第二項第四号ハ(3)」を「同条第二項第四号二(3)」に改める。

第五十一条の二中「第八条第二項第四号ハ(4)」を「第八条第二項第四号二(4)」に、「同条第二項第四号ハ(4)」を「同条第二項第四号二(4)」に改める。

第五十二条第一項中「第八条第二項第四号ハ(5)」を「第八条第二項第四号二(5)」に、「同条第二項第四号ハ(5)」を「同条第二項第四号二(5)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ(5)」を「第八条第二項第四号二(5)」に、「同号ハ(5)」を「同号二(5)」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第四号ハ(6)」を「第八条第二項第四号二(6)」に、「同条第二項第四号ハ(6)」を「同条第二項第四号二(6)」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第四号ハ(7)」を「第八条第二項第四号二(7)」に、「同条第二項第四号ハ(7)」を「同条第二項第四号二(7)」に改める。

第五十五条第一項中「第八条第二項第四号二

を「第八条第二項第四号ホ」に改める。

第五十七条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第六十条中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に、「同条第二項第四号ホ」を「同条第二項第四号ヘ」に改める。

第八十一条第一項中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設その管理者その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第八十五条第一項において「特定都市計画施設」という。が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。」に改め、同項ただし書を次のように改める。

一 当該土地(土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつて土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。)) 当該借地権の目的となつて土地

改め、同条第二項中「機構」を「推進法人」に改め、同条第三項中「機構」を「推進法人」に改め、「あらかじめ」を削る。
第九十三条(見出しを含む。)中「機構」を「推進法人」に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 景観計画に定められた景観再生事業を行うこと。
第九十三条の次に次の一条を加える。
(普通財産の活用)
第九十三条の二 推進法人は、第四十六条の二第四項の規定による認可を受けたときは、普通財産の譲渡を受け、又は再生協定の期間内に限り普通財産を使用することができる。この場合において、推進法人は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

二 当該土地が土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつて土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。)) 当該借地権の目的となつて土地

この場合においては、第八十一条第一項ただし書の規定を準用する。
第五章の章名を次のように改める。
第五章 景観整備推進法人
第九十二条第一項中「一般財団法人又は」を「一般財団法人、」に改め、「特定非営利活動法人」の下に「又は良好な景観の形成を図ることを目的とする会社」を加え、「景観整備機構(以下「機構」を「景観整備推進法人(以下「推進法人」に

第九十四条の見出し中「機構」を「推進法人」に改め、同条中「機構」を「推進法人」に、「前条第四号」を「第九十三条第五号」に改める。
第九十五条第一項から第三項まで及び第九十六条中「機構」を「推進法人」に改める。
第九十八条第三項中「前項」を「第二項」に、「市町村」を「市町村又は前項の規定による同意をした都道府県」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
三 第一項の規定により都道府県に代わつて景観行政事務を処理する市町村の長は、当該景観行政事務の処理を終了しようとするときは、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正)

第八条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 市町村は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、拠点施設(当該市町村が作成した都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する特定業務施設等であるものに限る。)に関する事項をその内容を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

第十五条第一項第一号ホ中「二」を「ハ」に改め、同号中ホをトとし、二をヘとし、ハをホとし、同号ロ中「(平成十年法律第五号)」を削り、同号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

二 認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら、認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等を除く。)に対する

資金の貸付け

第十五条第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 認定事業者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(二において「株式会社等」という。)を除く。)に対する資金の貸付け

第十五条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第十五条の二 民間都市機構は、前条第一項第一号に掲げる業務(同号ロ及び二に掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行額の特例等)

第十五条の三 民間都市機構は、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定によ

る債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

第二十二条第一項中「第五条第十二項(同条第十三項)」を「第五条第十三項(同条第十四項)」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第九条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又はロ」を「からへまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地

第二条第二項第一号に次のように加える。

ハ 文化財保護法第三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観を構成する土地

二 文化財保護法第四百三十三条第一項前段又は第二項前段の規定により定められた同法第四百二十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内の土地

ホ 文化財保護法第八十二条第二項の規定により指定された建造物の用に供される土地

ヘ 文化財保護法第八十二条第二項の規定により指定された同法第二条第一項第五号に規定する文化的景観を構成する土

地

第十条の次に次の一条を加える。

(住民等による提案)

第十条の二 第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。次項において「借地権」という。)を有する者(次項において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ている場合に、主務省令で定めるところにより、行うものとする。

3 計画提案を受けた市町村は、当該計画提案に基づき歴史的風致維持向上計画の作成又は

変更をするか否かについて、遅滞なく、当該計画提案をした者に通知しなければならない。この場合において、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第十二条第一項中「重要伝統的建造物群保存地区」の下に「(同法第四百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区をいう。第十七条第一項において同じ。)」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

8 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第三十八条第二項ただし書中「及び第七条第一項」を「第七条第一項及び第十条の二第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条の規定(都市再生特別措置法第三十六条の五の改正規定、同法第四十五条の二第一項の改正規定、同法第四十五条の六第一項及び第二項の改正規定、同法第四十五条の八第二項の改正規定、同法第四十五条の十三第

一項ただし書の改正規定、同法第四十五条の十四第一項の改正規定、同法第四十五条の二十一第一項の改正規定、同法第四十六条第三項第二号の改正規定(者)を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改める部分に限る。)、同法第十四項第四号の改正規定、同法第二十五項の改正規定、同法第二十四項の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定(第四十六条第二十四項を「第四十六条第二十八項」に改める部分を除く。)、同法第七十四条第一項の改正規定(第四十六条第二十五項を「第四十六条第二十九項」に改める部分を除く。)、同法第八十一条第十項の改正規定並びに同法第九十九条の四第一項の改正規定(第八十一条第十項を「第八十一条第十一項」に改める部分を除く。))に限る。)、第二条の規定(建築基準法第六十九条の改正規定、同法第七十条第三項ただし書の改正規定、同法第七十四条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第七十五条の二第二項ただし書の改正規定並びに同法第九十七条の五第一項の改正規定に限る。)、第三条の規定(土地地区画整理法第六条第六項の改正規定及び同法第九十五条第四項の改正規定を除く。)、第六条の規定(都市再開発法第二条の二第一項の改正規定、同法第三条第一号及び第二号二の改正規定、同法第七条の四第一項の改正規定、同法第七条の八の改正規定並びに同法第七十条の二第二項第二号の改正規定を除く。))及び第七

条の規定(景観法第八十一条第一項の改正規定、同法第八十五条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第八十七条第二項の改正規定に限る。))並びに附則第七条から第十三条までの規定、附則第十四条の規定(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第四十七条第一項の改正規定を除く。))及び附則第十五条から第十七条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。))による改正後の都市再生特別措置法(次項及び第三項において「新都市再生特別措置法」という。))第四十六条第二十四項第四号及び第七十二条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「者」当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。とあるのは、「者」とする。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成された立地適正化計画(当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域に、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているもの以外の

ものに限る。以下この項において「災害危険区域」という。))が含まれているものに限る。))については、施行日から起算して三年を経過するまでの間(当該期間内に当該立地適正化計画が変更され、かつ、変更後の立地適正化計画に記載された居住誘導区域に災害危険区域が含まれないこととなったときは、当該変更の日までの間)は、新都市再生特別措置法第八十一条第二十三項(同法第三十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用については、同法第二十三項中「災害危険区域」とあるのは、「災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。))とする。

3 新都市再生特別措置法第八十一条第二十七項(同法第三十二項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日から起算して六月を経過する日前に作成され、又は変更される立地適正化計画については、適用しない。

(土地地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の土地地区画整理法第九十五条第四項の規定は、施行日前に土地地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第二項の認可の申請があつた土地地区画整理事業の換地計画については、適用しない。

(景観法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に第七条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。))による改正前の景観法第九十二条第一項の規定により指定されてい

る景観整備機構は、第七条の規定による改正後の景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の項第二号イ及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第二号並びに別表第二土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の項第三号及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第三号中「[第百三十三条第二項]を[第百三十三条第三項]に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第八条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五項まで、第八項及び第九項」を「第三項まで、第五項から第七項まで、第九項及び第十項」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第九条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「、第二項」を削り、「者」を「者当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の第三項において準用する場合を含む)」の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下この項及び第四十九条第一項において「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては

は、当該各号に定める土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

- 一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合
- 当該借地権等の目的となつてゐる土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第

一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該借地権等の目的となつてゐる土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合

当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十九条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は緑地協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該緑地協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合)」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第五十一条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条第一項ただし書の規定を準用する。

第五十五条第五項第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同条第四項中「[第百四条第六項後段]を[第百四条第七項後段]に改める。

第二十條第四項中「[第百四条第九項]を[第百四條第十項]に改める。

第二十一条第二項中「[第百四条第十項]を[第百四條第十二項]に改める。

第八十二条第二項中「[第九十一条第四項]を[第九十一条第三項]に改める。

「第百七条第二項中「一」を「いづれかに」、[第百四條第七項]を「[第百四條第八項]に改める。

第百九条の二第一項第二号及び第二項第三号中「[第百三十三條第二項]を「[第百三十三條第三項]に改める。

(農住組合法の一部改正)

第十一条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条第一項中「第六條第九項」を「第六條第十項」に改める。

第五十七條中「[第百四條第十一項]を「[第百四條第十二項]に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十二條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第四項中「[第百四條第九項]を「[第百四條第十項]に改める。

第二十八條第二項中「[第百四條第十一項]を「[第百四條第十二項]に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十三條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二に改め、同条第四項中「土地区画整理法第四百条第六項後段」を「同法第四百条第七項後段」に改める。 第十七条第二項中「第四百条第十一項」を「第四百条第十二項」に改める。 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正) 第十四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。 第四十六条第一項中「第六条第九項」を「第六条第十項」に改める。 第四十七条第一項中「第二条の二第二項第四号」を「第二条の二第一項第五号」に改める。 第二百八十九条第一項中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画に定められた都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第二百九十三条第一項において「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。	ただし、次の各号に掲げる場合において は、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。 一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地 二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権の目的となつてゐる土地 三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地 第二百九十三条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は避難経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該避難経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。)」の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二に改める。 第二百九十五条第二項ただし書を削り、同項	に後段として次のように加える。 この場合においては、第二百八十九条第一項ただし書の規定を準用する。 (中心市街地の活性化に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正) 第十五条 次に掲げる法律の規定中「第四百条第十一項」を「第四百条第十二項」に改める。 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十六条第二項 二 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第十九条第二項 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正) 第十六条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。 第三十九条第二項中「第四百条第十一項」を「第四百条第十二項」に改める。 第四十一条第一項中「建築物」を「借地権等(建築物)に、「その他の当該土地」を「その他の土地に、「以下「借地権等」という)」をいう。 以下同じ」に、「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八條及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。))の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。	以下「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。 ただし、次の各号に掲げる場合において は、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。 一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定め設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。) 当該借地権等の目的となつてゐる土地 二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合及び当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。) 当該借地権等の目的となつてゐる土地 三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合(当該土地に対応する従前の土地の所有者が当該特定都市計画施設が存する土地を使用している場合
--	--	--	---

を除く。〕当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は移動等円滑化経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。)」の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二に改める。

第五十一条の二第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十一条第一項ただし書の規定を準用する。

第五十六条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十七条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表都市再開発法第十一条第一項の規定により設立された市街地再開発組合(以下この条において単に「市街地再開発組合」という。)の項中「の同意が」を「若しくは第二項又は第十四条の二の同意を要する場合にあつては、当該同意が」に改め、同表都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(第三項第二号において単に「再開発会社」という。)の項中「の同意が」を「若しくは第二項又は第五十条の四の二の同意を要する場合にあつては、当該同意が」に改める。

投票者氏名

日程第一 食育基本法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

青木 一彦君 赤松 健君
浅尾慶一郎君 朝日健太郎君
阿達 雅志君 有村 治子君
生稲 晃子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 井上 義行君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩本 剛人君 いんどう周作君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 大家 敏志君
岡田 直樹君 小川 克巳君
越智 俊之君 小野田紀美君
梶原 大介君 加田 裕之君
加藤 明良君 かまやち敏君
北村 経夫君 木村 義雄君
見坂 茂範君 上月 良祐君
古賀友一郎君 古庄 玄知君
小林 一大君 小林孝一郎君
こやり隆史君 酒井 庸行君
櫻井 充君 佐藤 啓君
自見はなこ君 清水 真人君
進藤金日子君 末松 信介君
鈴木 大地君 鈴木 宗男君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝波 宏文君 鶴保 庸介君
出川 桃子君 寺田 静君
友納 理緒君 永井 学君
中曽根弘文君 中西 祐介君
西田 昌司君 西田 英範君
野上浩太郎君 野村 哲郎君

橋本 聖子君 長谷川 岳君
長谷川英晴君 馬場 成志君
東野 秀樹君 福岡 資麿君
福山 守君 藤井 一博君
藤川 政人君 藤木 眞也君
船橋 利実君 古川 俊治君
星 北斗君 本田 顕子君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
三原じゅん子君 宮沢 洋一君
宮本 和宏君 宮本 周司君
森 まさこ君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 啓介君
山本佐知子君 山本 順三君
吉井 章君 若井 敦子君
若林 洋平君 脇 雅昭君
渡辺 猛之君 青木 愛君
石垣のりこ君 石橋 通宏君
泉 房穂君 打越さく良君
小沢 雅仁君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 岸 真紀子君
木戸口英司君 熊谷 裕人君
郡山りよう君 古賀 千景君
古賀 之士君 小島とも子君
小西 洋之君 斎藤 嘉隆君
塩村あやか君 柴 愼一君
杉尾 秀哉君 高木 真理君
田島麻衣子君 田名部匡代君
辻元 清美君 徳永 エリ君
長浜 博行君 羽田 次郎君
広田 一君 福士 珠美君
牧山ひろえ君 三上 えり君

水岡 俊一君 村田 享子君
森 ゆうこ君 森本 真治君
山内佳菜子君 横沢 高德君
吉川 沙織君 吉田 忠智君
蓮 舫君 足立 康史君
磯崎 哲史君 伊藤 孝恵君
伊藤 辰夫君 上田 清司君
牛田 茉友君 江原くみ子君
奥村 祥大君 かこしま彰宏君
川合 孝典君 後藤 斎君
小林さやか君 榛葉賀津也君
竹詰 仁君 田村 まみ君
堂込麻紀子君 庭田 幸恵君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 原田 秀一君
平戸 航太君 舟山 康江君
水野 孝一君 山田 吉彦君
秋野 公造君 石川 博崇君
伊藤 孝江君 上田 勇君
川村 雄大君 窪田 哲也君
佐々木雅文君 里見 隆治君
下野 六太君 杉 久武君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
司 隆史君 西田 実仁君
原田大二郎君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
横山 信一君 青島 健太君
浅田 均君 石井 苗子君
石井めぐみ君 猪瀬 直樹君
上野ほたる君 岡崎 太君
嘉田由紀子君 片山 大介君
金子 道仁君 串田 誠一君
佐々木りえ君 柴田 巧君

石 平君		高木 かおり君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	松川 るい君	松下 新平君	奥村 祥大君	かごしま彰宏君
中条 きよし君	新実 彰平君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	井上 義行君	松村 祥史君	松山 政司君	川合 孝典君	後藤 斎君
松沢 成文君	松野 明美君	猪口 邦子君	今井絵理子君	今井絵理子君	三原じゅん子君	宮沢 洋一君	小林 さやか君	榛葉賀津也君
安達 悠司君	安藤 裕君	岩本 剛人君	いんどう周作君	いんどう周作君	宮本 和宏君	宮本 周司君	竹詰 仁君	田村 まみ君
岩本 麻奈君	梅村みずほ君	上野 通子君	白井 正一君	白井 正一君	森 まさこ君	山下 雄平君	堂込麻紀子君	庭田 幸恵君
大津 力君	神谷 宗幣君	江島 潔君	大家 敏志君	大家 敏志君	山田 太郎君	山田 宏君	芳賀 道也君	浜口 誠君
後藤 翔太君	櫻井 祥子君	岡田 直樹君	小川 克巳君	小川 克巳君	山谷 えり子君	山本 啓介君	浜野 喜史君	原田 秀一君
塩入 清香君	杉本 純子君	越智 俊之君	小野田紀美君	小野田紀美君	山本佐知子君	山本 順三君	平戸 航太君	舟山 康江君
中田 優子君	初鹿野裕樹君	梶原 大介君	加田 裕之君	加田 裕之君	吉井 章君	若井 敦子君	水野 孝一君	山田 吉彦君
松田 学君	宮出 千慧君	加藤 明良君	かまやち敏君	かまやち敏君	若林 洋平君	脇 雅昭君	秋野 公造君	石川 博崇君
山中 泉君	岩渕 友君	北村 経夫君	木村 義雄君	木村 義雄君	渡辺 猛之君	青木 愛君	伊藤 孝江君	上田 勇君
吉良よし子君	小池 晃君	見坂 茂範君	上月 良祐君	上月 良祐君	石垣のりこ君	石橋 通宏君	川村 雄大君	窪田 哲也君
白川 容子君	大門実紀史君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	古庄 玄知君	泉 房穂君	打越さく良君	佐々木雅文君	里見 隆治君
仁比 聡平君	山添 拓君	小林 一大君	小林孝一郎君	小林孝一郎君	小沢 雅仁君	鬼木 誠君	下野 六太君	杉 久武君
北村 晴男君	百田 尚樹君	こやり隆史君	酒井 庸行君	酒井 庸行君	勝部 賢志君	岸 真紀子君	高橋 光男君	竹内 真二君
伊波 洋一君	高良 沙哉君	櫻井 充君	佐藤 啓君	佐藤 啓君	木戸口英司君	熊谷 裕人君	竹谷とし子君	谷合 正明君
安野 貴博君	尾辻 朋実君	自見はなこ君	清水 真人君	清水 真人君	郡山りょう君	古賀 千景君	司 隆史君	西田 実仁君
福島みずほ君	ラサル石井君	進藤金日子君	末松 信介君	末松 信介君	古賀 之士君	小島とも子君	原田大二郎君	平木 大作君
齊藤健一郎君	ながえ孝子君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君	鈴木 宗男君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
平山佐知子君	福山 哲郎君	高橋 克法君	高橋はるみ君	高橋はるみ君	塩村あやか君	柴 慎一君	横山 信一君	青島 健太君
望月 良男君		滝波 宏文君	鶴保 庸介君	鶴保 庸介君	杉尾 秀哉君	高木 真理君	浅田 均君	石井 苗子君
		出川 桃子君	寺田 静君	寺田 静君	田島麻衣子君	田名部匡代君	石井めぐみ君	猪瀬 直樹君
		友納 理緒君	永井 学君	永井 学君	辻元 清美君	徳永 エリ君	上野ほたる君	岡崎 太君
		中曽根弘文君	中西 祐介君	中西 祐介君	長浜 博行君	羽田 次郎君	嘉田由紀子君	片山 大介君
		西田 昌司君	西田 英範君	西田 英範君	広田 一君	福士 珠美君	金子 道仁君	串田 誠一君
		野上浩太郎君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	牧山ひろえ君	三上 えり君	佐々木りえ君	柴田 巧君
		橋本 聖子君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	水岡 俊一君	村田 亨子君	石 平君	高木 かおり君
		長谷川英晴君	馬場 成志君	馬場 成志君	森 ゆうこ君	森本 真治君	中条 きよし君	新実 彰平君
		東野 秀樹君	福岡 資麿君	福岡 資麿君	山内佳菜子君	横沢 高德君	松沢 成文君	松野 明美君
		福山 守君	藤井 一博君	藤井 一博君	吉川 沙織君	吉田 忠智君	安達 悠司君	安藤 裕君
		藤川 政人君	藤木 眞也君	藤木 眞也君	蓮 舫君	足立 康史君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君
		船橋 利実君	古川 俊治君	古川 俊治君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	大津 力君	神谷 宗幣君
		星 北斗君	本田 顕子君	本田 顕子君	伊藤 辰夫君	上田 清司君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君
		舞立 昇治君	牧野たかお君	牧野たかお君	牛田 茉友君	江原くみ子君	塩入 清香君	杉本 純子君

日程第二 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		賛成者氏名	
青木 一彦君	赤松 健君	二二六名	
浅尾慶一郎君	朝日健太郎君		
阿達 雅志君	有村 治子君		
生稲 晃子君	石井 準一君		

中田 優子君 初鹿野裕樹君
松田 学君 宮出 千慧君
山中 泉君 北村 晴男君
百田 尚樹君 安野 貴博君
尾辻 朋実君 齊藤健一郎君
ながえ孝子君 平山知子君
福山 哲郎君 望月 良男君

反対者氏名

一名

岩渕 友君 吉良よし子君
小池 晃君 白川 容子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
山添 拓君 伊勢崎賢治君
大島九州男君 奥田ふみよ君
木村 英子君 天畠 大輔君
伊波 洋一君 高良 沙哉君
福島みずほ君

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年五月一日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書

令和八年四月二十五日公開の読売新聞ウェブサイトは、「政府は、自衛隊幹部の階級の呼称を変更する方針を固めた。」(以下「階級呼称の変更」という。)と報じた。「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」(二〇二五年十月二十日)では、自衛隊の「階級」等の国際標準化を実行するとされて

いる。しかし、国際任務や各国との共同訓練等において、自衛官の階級は、従来、英語表記が用いられていると承知している。このため、階級呼称の変更をしなければ国際的な活動に支障が生ずるとの指摘は確認されていない。

政府は、平成十八年十一月二十八日の衆議院安全保障委員会において、「自衛隊」というものが旧軍とは連続していない組織であるということを示すために、例えば旧軍において用いていた大佐というような表現を用いず「一佐」というような形にしたと理解をしております。」と、「旧軍と同じ呼称にしなかつた理由」を答弁した。

また、一佐、二佐等の呼称ではどちらの階級が高いか分かりにくいとの指摘があるが、当該呼称は自衛隊内部及び関係機関において既に定着しており、実務上支障が生じているとの具体的事例は承知していない。一方、階級呼称の変更に伴い、自衛隊における教育、規則改正、広報等に係るコスト及び自衛隊の活動の現場における混乱が生ずる可能性も考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 今回、政府が階級呼称の変更を検討するに至つた理由を示されたい。特に、国際標準化は理由に含まれているか示されたい。

二 前記委員会において、政府は、「国際的なといいますか万国共通というようなお話もございましたけれども、いわゆる大佐と一般に言われるカーネル、自衛隊においては一等陸佐。一等海佐はキャプテンと言う場合が多いと思います。一等空佐もカーネルと言つた場合があるのかと思いますけれども、例えばこれにつきましても、英国系の軍隊では空軍の大佐についてはグループキャプテンという言い方でありまして、必ずしも万国的な、国際的にも同じよ

うな呼び方があるというわけではないと承知しております。」と答弁した。「必ずしも万国的な、国際的にも同じような呼び方があるというわけではない」場合、階級呼称の国際標準化が指す内容を具体的に示されたい。

三 自衛官の階級呼称を「旧軍と同じ呼称」に変更することが、国際標準化であるとする根拠を示されたい。また、政府は、大佐等の日本語が国際標準と認識しているか示されたい。

四 前記委員会において、「海外の現場で何か不都合な点というのが今までございましたか。」との質疑に対し、政府は、「自衛官というのはまさに階級で生活をしておる方々でございますので、当然、海外に行つて海外の方とお話するときに階級を説明しなければいけないということでございますけれども、少なくとも日本語で言うわけではございませんので、まさに一等陸佐であれば、通常アメリカ系の方に理解されるカーネルというものであるというふう

に説明すれば問題はないかと思つておりますし、海上自衛隊の一等海佐については、通常海軍系であればキャプテンと言えは通るというふう

に理解しておりますので、その点について特に問題があるとは承知しておりません。」と答弁した。自衛官の階級の英語表記について、国際任務、各国との共同訓練、指揮命令系統等において支障が生じた具体的な事例は存在するか示されたい。存在する場合、その内容を示されたい。存在しない場合、階級呼称の国際標準化を図る理由を具体的かつ論理的に示されたい。

五 階級呼称の変更と併せて、自衛官の階級の英語表記も変更するか示されたい。変更する場合、対象となる階級及び変更内容を具体的に示されたい。変更しない場合、階級呼称の変更と

の関係をどのように整理するか示されたい。

六 自衛隊が発足した際、「旧軍と同じ呼称」になつた理由について、現在の政府の認識を示されたい。また、自衛官の階級呼称を「旧軍と同じ呼称」に変更する場合、前記委員会における政府答弁との整合性をどのように説明するか示されたい。

七 一佐、二佐等の呼称ではどちらの階級が高いか分かりにくいとの指摘について、これにより自衛隊の業務上又は国内外における活動上、具体的な支障や不都合が生じた事例は存在するか示されたい。存在する場合、その内容を示されたい。存在しない場合、階級呼称の変更の根拠をどのように説明するか示されたい。

八 階級呼称の変更に伴い、自衛隊における教育、規則改正、広報その他の対応に係るコストが発生すると考えるが、政府の見解及びコストの試算を示されたい。また、自衛隊の活動の現場における混乱の可能性について、政府の評価を示されたい。

九 階級呼称の変更は、前記連立政権合意書に基づくものか示されたい。前記連立政権合意書に基づくものである場合、防衛上又は行政上の必要性との関係をどのように整理しているか示されたい。

右質問する。

令和八年五月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出自衛官の階級呼称の変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出自衛官の階級呼称の変更に関する質問に対する答弁書
一及び九の前段について

御指摘の「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書（二〇二五年十月二十日）」において「現在の自衛隊の「階級」、「服制」及び「職種」等の国際標準化を令和八年度中に実行する。」とされたことを受けて、自衛官の階級の変更について検討を進めているところである。

二及び四の後段について

お尋ねの「階級呼称の国際標準化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官の階級の変更については現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「旧軍と同じ呼称」に変更することが、国際標準化」及び「大佐等の日本語が国際標準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官の階級の変更については現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

四の前段及び中段について

お尋ねの「自衛官の階級の英語表記について、国際任務、各国との共同訓練、指揮命令系統等において支障が生じた具体的な事例」については、現時点において把握していない。

五、六の後段、七の後段及び八について

自衛官の階級の変更については現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

六の前段について

お尋ねについては、平成十八年十一月二十八日の衆議院安全保障委員会において、政府参考

人が「私が理解する限り、旧軍と同じ呼称にしなかった理由は何か」という意味であるとすれば、それはやはり、自衛隊というものが旧軍とは連続していない組織であるということを示すために、例えば旧軍において用いていた大佐というような表現を用いず一佐というような形にしたと理解をしております。」と答弁したとおりである。

七の前段及び中段について

お尋ねの「自衛隊の業務上又は国内外における活動上、具体的な支障や不都合が生じた事例」については、現時点において把握していない。

九の後段について

お尋ねの「防衛上又は行政上の必要性との関係」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官の階級の変更については現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年五月一日

参議院議長 関口 昌一殿

高良 沙哉

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書

法務省法制審議会総会は一九九六年二月二十六日、「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。同要綱において、「夫婦は、婚姻の際に定め

るところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。」とされ、選択的夫婦別姓制度の導入が提言された。

しかし、「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書（二〇二五年十月二十日）」において、「旧姓使用に法的効力を与える制度を創設する」（以下「旧姓使用の法制化」という。）とされたことを受け、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた議論は後退したと史料する。二〇二六年三月十三日に閣議決定された「第六次男女共同参画基本計画」においては、「婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組む。」と明記された。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 夫婦同氏制度の下で法律婚をする場合、氏の変更によって人格権（日本国憲法第十三条）を、法律婚を選択できないことによって婚姻の自由（日本国憲法第二十四条）を侵害される人々がいる。旧姓使用の法制化は、夫婦の戸籍名を同氏にするという点で現行の夫婦同氏制度と同一であり、根本的な解決策にならない。選択的夫婦別姓制度の導入を求める人々の権利保障について、政府の見解を示されたい。

二 厳格な本人確認に用いられるパスポート、運転免許証、マイナンバーカード等の公的書類（以下「本人確認書類」という。）への旧姓併記はこれまでも認められてきた。高市早苗内閣総理大臣は二〇二六年三月二日の衆議院予算委員会において、「単記を可能とすることで何か新しいリスクが生まれるということとは、これは考慮しなさいけませんので、厳格な本人確認に用いられる書類（略）には併記を求めるといった検討、これが当然必要になると考えております。」と答弁した。

旧姓使用の法制化の後、本人確認書類における旧姓の記載が併記にとどまる場合、現状から変化がないと考える。旧姓使用の法制化により、本人確認書類における旧姓の記載は、現状と比較してどのような違いが生ずるか、政府の見解を示されたい。

三 第六次男女共同参画基本計画における「旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討」について、旧姓使用の法制化によって様々な場面で旧姓の単記が可能になれば、法的に認められた氏が二つになり混乱を招く可能性がある。一九九六年の法制審議会総会において、旧姓の通称使用は制度として不徹底であり混乱を招くとされ、選択的夫婦別姓制度の導入が答申された。混乱を招くとされた旧姓の通称使用をあえて推進する理由を示されたい。また、想定される混乱への政府の対策を示されたい。

四 旧姓使用の法制化により、行政、金融、医療等の様々な現場において、システムの整備や調整等が必要になると予想される。システムの整備や調整に掛かる費用について、官民それぞれの見込額を示されたい。

五 選択的夫婦別姓制度は、別姓の選択肢を設けるものであり、全ての者に別姓を強制するものではない。また、離婚・再婚や国際結婚など、家族の中で子と親の氏が異なるケースは珍しくないが、家族の絆や子の利益に具体的な影響はなく、夫婦同氏制度により守られる法益は不明であると思料する。選択的夫婦別姓制度が実現しない理由及び同制度の導入に当たっての障害について、政府の見解を示されたい。

六 選択的夫婦別姓制度が導入されないことにより、法律婚を解消して事実婚を選ぶカップルや法律婚を諦めるカップルが存在し続けることになる。家族の一体化を主張して同制度の導入を拒むことにより、引き離される家族が存在する矛盾について、政府の見解を示されたい。また、同制度の導入は、同氏を選ぶカップルには影響がないと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 国連女性差別撤廃委員会は二〇二四年十月二十九日、日本政府に対し、女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正するよう、四回目の勧告を出している。選択的夫婦別姓制度の導入によって、法律婚を選択できる者が増え、国際的にも国内的にも戸籍上の氏と使用する氏が同一となり、別姓を望む人々が抱える不利益が解消される。同制度を早期に導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和八年五月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「選択的夫婦別姓制度の導入を求める人々の権利保障」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十七年十二月十六

日最高裁判所大法廷判決において、「婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」、「夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものである」としても、「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない」として、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十条の規定は憲法第十三条及び第二十四条の規定に違反するものではないとの判示がされていると承知している。その上で、政府においては、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むこととしている。

二から四までについて

お尋ねの「旧姓使用の法制化」については、現在検討中であり、その具体的内容等を前提とするお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

五、六の後段及び七について

夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民の間に様々な意見があり、政府としては、これらの国民各層の意見や国会における議論の動向等を踏まえ、更なる検討をする必要があるものと考えているところである。

六の前段について

お尋ねの「家族の一体化を主張して同制度の導入を拒むことにより、引き離される家族が存在する矛盾」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

